

令和2年第1回上毛町議会定例会会議録 (2日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年3月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

令和2年第1回定例会議事日程（2日目）

令和2年3月5日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

○会 議 の 経 過 （2日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり6名です。

質問順は申し合わせにより、通告書提出順に発言を許可することとします。

本日の会議には、地方自治法第121条の規定に基づく説明員として、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、一般質問を行います。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、通告された時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に発言残時間が表示されていますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

それでは、1番、宮本議員、登壇ください。

○6番（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。

皆さん既に御承知のとおり、新型コロナウイルスが広範囲にわたって汚染し、国民生活に多大な影響が出ております中、本町第1回定例会がこのようにできますことは、幸いなことだと思っております。

さて本日、私は、2点についてお伺い申し上げます。

成人式といえば例年1月15日が定番でございましたが、ことしは1月13日の実施でございました。二十歳の若者たちを祝福し、前途を期待し、自覚を促そうと、この時期に成人式を開く自治体が多いことは既に御存じのとおりでございます。ただ、民法が改正されまして、2022年の4月より、成年成人年齢が18歳に引き下げられることになりました。したがって、成人式の対象年齢も見直すのでしょうかという問題が、全国自治体で頭を悩ましているという現象がございます。

社会は18歳を成人成年として扱うのであれば、二十歳に成人式を従来どおり行うという自治体は何を祝ってあげるのかということになる。しかし、民法による成年成年年齢は二十歳から18歳に改正されるのでございますが、成人式自体の取り扱い、あり方を決めた法律はございません。何歳を対象に成人式をするかは、自治体や実施団体の判断に任されているのであります。

2017年の文科省の調査では、成人式を実施する年度に二十歳になる人を対象として、成年成人式を実施するという自治体が99%、つまり、ほとんどの自治体が二十歳の式を継続希望しており、18歳の開催については、大学入学準備金や晴れ着となると経済的負担が相当あるということで、全国高校PTA連合総会などは反対しているでございます。

昨年6月に全国調査した結果によりますと、1,037の全国の自治体の3分の2が、現在では対象年齢を検討中、考え中であると返答しております。しかし、18歳を成年成人として国は法的根拠を与え、今までの二十歳から、成年成人という考え方を切り下げて変更したのであります。つまり、二十歳は新成人としての年齢としては法的根拠がなくなったということでもあります。

本日、私はこのような成年成人式というこの問題の取り扱いについて、また、ひとり親家庭に対する支援、子供の貧困問題について、執行部の考えをお聞かせいただきたく、御質問申し上げます。

詳しくは自席にてお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは早速、御質問申し上げます。

成年成人年齢の引き下げということでございますが、民法改正によりまして、2022年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられます。

まずお聞きしたいのは、なぜ民法で言う成年年齢、成人年齢を18歳に引き下げたかという点でございます。いかがでございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） なぜ民法で言う成年年齢を18歳に引き下げたかということでございますけども、我が国では、明治9年以来、成年年齢を二十歳と定めてきました。

しかし、近年、憲法改正により、国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の皆さんを大人として扱うという政策が進められてきました。18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重すること、そして積極的な社会参加を促すという考え方からのようでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 明治9年に成人成年は20歳と定めて以来、ずっとこの年齢は継続してきたわけでございます。年々、年を重ねるごとに食生活や社会生活、経済状態が向上したことによって、非常に身体的にも精神的にも今の若者が成長したというようなことを鑑みて、18歳に切り下げたと。また、国民投票の投票権が18歳になり、選挙権も18歳となったというような機において、この際、二十歳から18歳に切り下げても十分現在の若者は、全てをもって自己決定権を行使できる、積極的な社会参加ができるということの判断でこういうふうになったんだと思いますが、次に、18歳になると具体的に何ができるようになるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 18歳になると何ができるようになるかでございますが、父母の親権に服することなく、一人で有効な契約を結ぶことができます。携帯電話の購入、アパートを借りること、クレジットカードの作成、さまざまな契約を親の同意がなくても、18歳、19歳になれば契約ができます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） そういうことでございますね。もう18歳になれば、今まで親の許可、あるいは保護をいただいていたところを、もう自由にいろんな契約ができる、

そして、親の同意が必要なく、アパートを借りたり、いろんな、携帯電話の購入契約をしたりということですが、ただ一つ心配なことは、喫煙、飲酒、あるいはギャンブル、これはどうなりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 18歳になっても、お酒、たばこに関しては、年齢制限は二十歳のまま維持継続されます。また、競馬、競輪、オートモーターボート等の公益ギャンブルも二十歳まではできません。健康被害やギャンブル依存症等の懸念から従来どおりとされています。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） いろんな制約は、二十歳から18歳に切り下げられても、お酒を飲むこと、たばこを吸うこと、いわゆる公営ギャンブル、これは二十歳のまま継続ということで、18歳、19歳ではできないと。ここをやっぱり再認識して確認しておかないといけないということでございます。

18歳、19歳は若いがゆえに突っ走るといようなことがございました場合に、健康被害、あるいはそれにとことん徹底してギャンブル依存症になったりといようなことが危惧されてるといことから、これに関しては二十歳を現状維持するとい方向でございます。

あと、気になることは婚姻年齢でございます。現在は、男は18歳で結婚できます。しかし、女性は2年早く16歳でも結婚できると、こういうふうに法律的にはなっていますが、これはどうなりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 婚姻年齢でございますが、男女間で結婚できる年齢が違うといのは、男女間で心身の発達に差異があるためとされています。しかし、社会的、経済的な成熟といった点からは男女間に格段の差異はないと考え、婚姻開始年齢の男女差を解消し、現在の女性の16歳を18歳に引き上げ、男女とも18歳を婚姻開始年齢としたようでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 今お聞きのとおりでございます。今までは、男は18歳、女は16歳、要するに男と女性の差といのは、心身的にも身体的にも精神的にも、女性

のほうが非常に成熟度は早いということで、女性は16歳で婚姻ができた。けども、この16歳に関しては親の了解を必要としたということでございます。このところの女性の16歳を、逆に18歳に引き上げ、男女とも18歳にならないと自由に結婚はできないと。しかし、18歳であれば、親の了解は得なくとも本人同士のそういう感情があればできるというふうになったわけでございます。

現在、皆さん御承知のとおり、高校の進学率が98%なんですね。ですから、高校卒業時が18歳と思えば、当然、高校を卒業するまではなかなか結婚しないだろうということが考えられますから、そういう高校卒業程度の社会的あるいは経済的、精神的、知識的成熟度が結婚には必要であろうというような考え方から、女性も18歳にし、男性と同じ形で結婚年齢としたということでございます。

ここに私が調べたアンケートがあるんですが、これは、二十歳にしたほうがいいだろう、18歳でいいだろうという意見があって、結婚年齢を二十歳にすべきだという国民の意見が56%、18歳でいいんじゃないかという意見が38%ございます。二十歳にすべきだという56%の意見の多くは、飲酒、たばこも含めて、全て大人として扱われる年齢二十歳がいいんじゃないかということと、18歳の1月は受験や就職活動が重なり、これは成人式の件ですけど、出席が難しいということです。18歳にすべきだという方は、もう成人になった自覚を早い段階に促したほうがいいんじゃないか、18歳で成人式をしたほうがいいんじゃないかと。学生服で出席すれば家庭の負担にはならないんじゃないかというようなこともございます。

こういった、二十歳に成人式をすべきだ、18歳にすべきだという意見がありますが、このアンケートに対して執行部はどう考えますか。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。質問事項は、成年年齢の引き下げと成人式のあり方ですね、今後の。

○6番（宮本理一郎君） そうです。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 宮本議員がおっしゃるとおり、若者にはさまざまな意見がございまして。18歳で成人式を開催した場合のデメリットとして挙げられますのが、まず1点目が、大学受験と重なることでございます。高校3年生の1月といえば受験シーズンの真ただ中です。今後の進路を左右するとても大切な時期で、成人の日が終わった後にセンター試験も控えています。そんな中、成人式を開催すれば、受験生への

負担もふえ、式典への参加率も大幅に低下することが予測されます。

2点目が、就職活動と重なることです。高校卒業後、就職を希望する方にとっても、この時期はまだ就職活動中であることが多く、大学受験と同様に出席者の負担が大きくなることが予想されます。

3点目が、経済的負担がふえることです。現在、日本の大学の進学率は70%と言われております。高校3年生の1月ごろは、受験費用、入学金、ひとり暮らしの引越し費用の準備など、お金が必要な時期です。そんな中、成人式の晴れ着の費用などが重なれば、参加者への経済的負担がさらにふえることになるということが予測されます。

4点目が、3学年合同の成人式開催が難しいということでございます。もし成人式を18歳に変更した場合、民法改正後、初めての成人式となる2023年1月の成人式は、一度に3学年分の成人式を開催しなければいけません。ただ、現状の3倍の広さの会場、着つけ師、美容院を確保することは困難をきわめると予測されます。

以上のことから、町としては、現行の二十歳での開催を検討しております。今後とも若者のさまざまな意見を参考に検討していきたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 今課長がおっしゃった答えが、現状の本町の対応、対策ということでございましょうか。教育長、いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） おっしゃるとおりでございます。現在そのような方向で検討を進めているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 18歳の成人式は、今伝えましたように法的根拠ができたんですね。今まで二十歳に対して国は法的根拠を与えてたんだけど、二十歳を18歳に切り下げたことで法的根拠は、二十歳はなくなりました。18歳のほうが成人式をやりましょうということです。だから、新成人式をお祝いしましょうという名目ですね。それは、18歳になったから新成人をお祝いしましょうでは、みんなはお祝いできません。けども、18歳のときに成人式をせずに二十歳に成人式をするということになると、どういった名目でやる御予定ですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君）成人式については、民法改正後も、基本的に地方自治体の判断に委ねられています。名称についても制約等はありません。町としては、二十歳を対象とした場合、現行の上毛町成人式から、例えば、上毛町二十歳の集いなどの名称に変更する必要があるとは考えております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）成人式自体の法的束縛は、おっしゃるとおりないんですが、それじゃあ、二十歳に、今のところ成人をお祝いするということは、成人式としてのお祝いじゃないわけですね。どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）新成人、18歳ではございませんので、新成人に対してのお祝いとは、またちょっと別の形になろうかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）18歳の人に対しては、公にはしないにしても、各家庭では、「おまえが18歳になった成人式だ。新成人をお祝いしよう」という個別のお祝いはあると思いますが、じゃあ、町としての18歳になった新成人式は行わない、二十歳で町としては公に行うといった場合、二十歳で行う式の名称はどういうふうに使いますか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほども答弁させていただきましたように、上毛町二十歳の集いなど、そういった名称に変更をしていきたいと考えています。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）二十歳を祝う会ということになるんでしょうけど、そうしますと、19歳でも21歳でも22歳でも毎年誕生日というのは来るんですね。だから、二十歳だけ＝　＝をして、二十歳を祝う会、じゃあ19歳の祝う会はしないのか、21歳はしないのかという極論が出てきますけど、その辺はどう対応しますか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほど答弁させていただきましたとおり、3学年合同の成人式の開催は難しいと考えております。町としては、今後、国、県、近隣の市町の状況を見ながら検討を進めていきたいと考えます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）2022年4月に施行ですけども、この2022年の4月は、18歳、19歳、現状の20歳、この3世代と一緒に、合同で20歳を祝う会と、成人式という形になるんでございましょうか。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員、それ、答弁なかったですかね。

○6番（宮本理一郎君）いや、もう一度お願いします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほども答弁しましたとおり、3学年合同の成人式開催は難しいと考えております。理由としては、現状の3倍の広さの会場、着つけ師、美容院を確保することは困難をきわめることが予測されるためでございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）現状そういうふうな方針であって最終決定ではないと思いますが、町長、今の討論の流れを聞いて、成人が18歳になった、今まで現実に20歳で成人式をやってた、新成人の18歳のお祝いじゃなくて、20歳を祝う会をやるとうようなお考えのようでございますが、町長自体はどういうふうにお考えでございますか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）20歳が18歳になったということにつきましては、やはり少子高齢化という我が国の構造上の問題、18歳ぐらいで成人してほしいなという思いが込められてるんじゃないかなろうかというふうに思いますし、先ほど来、担当課長が答弁いたしておりますように、やはり20歳の成人式でなければ、なかなか人が集まらないということが一番大きな問題だろうと。成人式という名前は使わないにしても、やはり多くの人に集まってもらう。主役は成人ですから、20歳ですから。そういう彼らが、やはり18歳となると上毛町に住んでるわけですね、基本的には。それだと、卒業と同じような状況になるし、いろんなことが重なって、やはり集まりが悪いだろうと。

甲子園は無観客試合ということでやるようでございますけれども、観客がいなくてもみんなが参加できるということでございますが、これを18にしてしまうと、やはり参加が期待できないのではないかとということもありますし、20歳ぐらいであれば、懐かしくもあり、同窓会として帰ってきたいと。それと、1月4日にうちがやってるのは、1月4日だと出席率がいいわけですよ。だから1月4日、20歳ということ

を基本に考えてるだろうというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 明治9年に二十歳になった青年に対して成人式を行うという国が法的根拠を与えたがゆえに、現状までそれが継続してきたと私は判断します。ですから、法的根拠というのは時間的経過によって、随分イメージが変わってくると思います。

今、ちょうど切りかえどきですから、現状の今までやってきた慣習に対してやりやすいし、新たなことに取っつきにくいんですけども、これが5年後、10年後になったら、18歳で成人式を行うのは当たり前というふうな時代に、私はなってくると。つまりそれが法的根拠だというふうに思います。それは、全国自治体、いろいろあつてしかるべきだと思うんですが、現状は過渡期だから、執行部の今後の英断を待ちたいと思います。

続いて2番目に参ります。

ひとり親家庭に対する支援についてでございますが、昨今、よく子供の貧困、ひとり親家庭、シングルマザー、シングルファーザーというような言葉がマスコミでよく聞かれます。

ただいま開会中の通常国会において、皆さん御承知でしょうか、子供の貧困と貧困の改善に向けたひとり親家庭の経済支援を強化するというような関連法の改正案が提出されました。ただいま協議しております。これについて、執行部、御存じでしたか。

○議長（宮崎昌宗君） 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君） 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正ということで、今協議してることは知っております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 何でこういうふうに協議、あるいは関連法を改正しなきゃいけないかということは、制度上の不公平が非常に最近目立ってきたということでございます。それは、具体的に言えば、ひとり親であること、結婚しているかしてないかで違う。あとは男女差、男である、女であるということで制度上の不公平が表面化してる。これを解消しなければいけないという背景があつて、今回、関連法の改正案を協議しているわけですけども、ここで質問申し上げます。

本町のひとり親、母子家庭、父子家庭、含めまして、その辺のデータはございます

か。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）ひとり親家庭等医療費支給制度の医療給付実績ということでお答えさせていただきたいと思いますが、全体で82世帯202名です。うち、子供は120名となっております。

ほとんどが母子家庭となっておりますが、個人が特定される可能性があるため、母子家庭幾ら、父子家庭幾らというのは、ちょっと答弁は控えさせていただきたいと思っています。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）それでは、いわゆる母子家庭、シングルマザーの御家庭の貧困率はなぜ高いのかと。貧困率がなぜ高いのか、そういう要因はわかりますか。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）貧困率といいますか、貧困世帯ということには定義はございませんが、国民生活基礎調査において相対的貧困率というものを計算する場合には、等価可処分所得の中央値の半分以下の所得しかない世帯のことを言います。そこが、やはりひとり親、特に母子家庭の場合、やはり低いのが多い世帯があるということだと思っておりますし、ひとり親家庭の場合、子供の貧困率は50%を超えるといったような調査結果も出ております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）政府は、厚労省が直近30年間で母子家庭を調査したデータがあるんですけども、ここ直近30年間で母子家庭が1.5倍にふえています。そして、その80%が、仕事はしているんですけども平均就労収入が年間で133万円なんですね、母子家庭は。

それで、母子家庭に貧困者が多いという原因は七つあります、大きな原因。まず、シングルマザー、シングルファーザー、親が一人であるということ。それと2番目は、子育てと仕事が両立しないということ。3番目は、給与や待遇面が非常に不十分であるということ。4番目は、病気、けが、事故になると収入がほぼゼロになる。5番目は、貯蓄が全くできてない。6番目は、食事とか習いごと、旅行などは全く行けない。日々、暮らしが大変だということ。それと、一番これは周囲が気にしなきゃいけない

のは、本人たちも周囲に協力を仰ぎにくい。ちょっとお金を貸してください、何か手を貸してくださいと言にくいし、周りもその人たちにかえって距離を置いてると。こういう七つの実態から、シングルマザーの貧困が深刻化しているというような実情がございます。

貯蓄に関して、子供がいる一般家庭では貯蓄が全くないというのが14%あります。それに対して、母子家庭は38%。全くないというのがです。貯蓄が多少はあるというのは一般家庭は82%、ほとんど8割ですね。母子家庭で多少あるというのは60%、それで、平均貯蓄額が一般家庭は680万、母子家庭は320万の貯蓄があると。それだけの差額があると。

本町では、こういった七つの原因について、いわゆるシングルマザー、ファーマーからの意見具申とか、そういった御相談事はございますか。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）町のほうでいろんな心配事相談とか、そうしたものでやっております。だからそういう形で来ていただければですね。あと、県のほうがしてるひとり親サポートセンター事業というのがあります。こちらの管轄は飯塚ブランチっていう形になりますけど、そういったところとか福祉事務所、そういったところと連携をとりながら、何かあったらつなげたり、そんな形でやっております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）現在、公には国民年金の保険料を免除するとか、あるいは母子家庭はいろんな控除がございますが、本町として、こういった方々の制度上の待遇に対しては何か支援する制度が具体的にありますか。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）いろいろ制度はあります。先ほど言ったひとり親家庭医療費の支給制度ですとか、あとは控除で国民年金の保険料免除制度とかありますけれども、町独自でという形になりますと、そういうのは特にはございません。県がやってる事業とか、そういったところをどうやって一緒にやっていくかということやってるところです。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）今、国民年金の保険料の免除対象は、夫と離婚あるいは死別した低所得の母子家庭に限るという制約がございますね。それを今後、年間所得が13

5万円以下の未婚のひとり親、妻と離婚したとか死別した父子家庭、お父さんと子供さんの家庭も含めるということになってますが、これは御承知ですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）国民年金の保険料の免除につきましては、収入に応じて全額免除、半額免除、4分の3免除とか4分の1免除があることとなっております。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）当課所管では児童扶養手当法に基づきまして、児童扶養手当を、これは町の独自ではございませんが、1人当たり4万2,910円、第2子加算1万140円、第3子以降は6,080円、そうした国の制度に基づいた支給制度がございます。母子または父子世帯の生活の安定を図り、自立を促進することが、この法律の目的でございます。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）税制面について説明させていただきます。

令和2年度時点においては、婚姻歴のないひとり親については寡婦に該当しないということになっています。ただし、前年の条例改正により、ひとり親は単身児童扶養者という名称で定義され、先ほど申しました人的非課税として、令和3年度分から、所得が135万円以下の方を対象に非課税とされるようになっていきます。

また、今年度、再度税法が改正される予定で、夫の寡夫とあわせて、ひとり親と名称が変更となり、ひとり親控除が適用される予定です。

なお、今回の改正で、男性のひとり親についても、このひとり親に含まれる予定となっております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）おっしゃるとおりでございますね。

国民年金を受け取るには、普通は最低10年、保険料を納める必要があるわけですが、ひとり親家庭というふうに認定された場合は、それが免除期間としてみなされるわけで、年金も支給されるというようなことです。あるいは、低所得のひとり親家庭に支給する児童扶養手当、今課長がおっしゃいましたけども、それも受け取りやすくなるというように、法改正後はいろんな形で子供向け加算、児童扶養手当等々、差額が支給、受給できるというふうになりまして、多少、制度上の不公平が改正され

るということになります。

そこで、貧困世帯は総じて約半数が非正規雇用、つまり低賃金の状態で、子育てと仕事の兼ね合いが生活困窮に陥る最大の要因であるということです。したがって、親から子への貧困の連鎖というものがとまらないという事情がある。そこで、やっぱり手を差し伸べるのは公共機関、我々自治体であろうかと思うんですけども、今、国会でちょうど議論中で、最終結果はどうなるかわかりませんが、町長、こういう貧困世帯、ひとり親世帯に対して、国はもちろん、県はもちろんですけど、本町としてできるようなことがあればやろうという意欲はございますか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）全国の一律の課題もあるでしょうが、上毛町においては、私が把握しておる限りは、そこまで貧困は進んでるというふうには認識しておりませんし、必要であれば、そういう方に対して対策を打つべきだろうと思いますので、十分担当課と協議して考えてまいりたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）わかりやすいデータがあります。貧困世帯の実情を数値で表した、厚労省が示してる数字ですけど、まず第1に、電気料金、水道料金が支払えないのは、子供のいる一般家庭では5%です。それが、ひとり親家庭に関しては14.8、15%になんなんとしてますから、約3倍の方が、電気代、水道代が払えないと言ってる。日々の食料品が買えないというのは、子供のいる一般家庭では16%、ひとり親家庭では35%。そして、衣料品、衣服ですね、着るものが買えないというのは、一般家庭が20%に対して、ひとり親家庭は40%ということです。

これを比較すれば一目瞭然なんですけども、つまり食品や日用品でさえ満足に買えない状況であり、ぜいたくとか旅行などは全くできない。これは、親は子供に対する申しわけなさも感じるとともに、この貧困連鎖がなかなか断ち切れずに困窮に陥ってるという実情、判断ですね。このデータを見て、課長、どう思いますか。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）ひとり親家庭ですよ。ですから、私が思ってるのは、あくまで就業支援が最優先だと思ってます。就業支援、そこが。所得が少ないからという形になっておりますから、先ほどちょっとお話しさせていただいたひとり親サポートセンター、飯塚ランチですけど、そこはそうした相談事業をいろいろやってま

す。そうしたところと、いろんな広報事業というのを、うち是一緒になってやっているというような形になっておりますし、そこが就業支援と、あとは養育費の相談の件ですね。ですから、そうしたもので、やはりひとり親の所得ですか、それをどうやって確保していくか、そこ一番大きいのかなというふうには思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） おっしゃるとおりでございます。やっぱり就労支援が一番、最大ですね。仕事をきちっと与えて、それも正規雇用等々の仕事を与えることによって所得をふやし、家庭生活を楽にするという方法がまず第一だということで、そういった方向から、役場のできることを応援してあげていただきたいと思うわけでございます。

私の思いとしては、住民みんなが健康で幸せになることがベストですが、やっぱりひとり親家庭で生活に苦しんでる方々に手を差し伸べてあげられる手段や方法があればすべきだというふうに思うわけでございます。ですから、町としての独自策があれば、今後掲げて、考えていくべきだと思います。生活困窮者の具体策を講じて、貧富の差を極力縮める努力を町はすべきだと考えます。

今、養育費の話が出ましたけども、離婚する際に、大体母親が子供を引き取るわけで、父親が養育費を月幾ら渡すというふうに契約するわけですけど、それが実行されるのは大体3カ月らしいです。それ以降はもう全く皆無になって、音沙汰なく、どこにいるかもわからないような実情になるから、お母さんとしてはどうしようもなくなる。金づるがなくなるというようなことでございますから、そういったところには、やっぱり公の力、応援の力が要るんじゃないかと思います。

最後に、町長、もう一言お考えをお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） まず、やはりその実態調査というものが大事だろうと思います。

常々、頑張る人を応援するという事で申し上げておりますように、本当にひとり親として頑張ってるところは一生懸命応援しなきゃならんと思うし、ひとり親がふたり親になるような、そういった対策も打っていかねばならないのかなというふうに思っておりますので、その辺は企画とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

○6番（宮本理一郎君） よろしくをお願いします。議長、終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は10時55分です。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、おそろいですので再開いたします。

2番、友岡議員、御登壇ください。

○2番（友岡みどり君） おはようございます。こういう御時世ですので一般質問を取りやめようかと考えておりましたが、せつかくの機会ですので一応質問をさせていただきます。短時間で終わりたいと思いますので、御了承ください。

随分以前の論客の講話で、これからは世界で戦わなくてはならないのは国同士ではなく、ウイルスとの戦いであると申されておりました。私もそうだろうと、不安を抱きながらも遠い将来に思いをはせておりましたが、それがこうも早く実現となり、今、世界で蔓延している新型コロナウイルス感染症に治療薬もなく、日本は混迷しています。そして、今後まだ見えない新たなウイルスの発生が人類を脅かしてくる時代が到来するのではないかと、非常に危惧しているところでもあります。

未知への領域に入っている新型コロナウイルスの感染拡大への国民の不安が広がる中、上毛町として、クラスター感染への防止のための注意を図り、今後蔓延にならないよう、一刻も早い対策を講じることが重要であります。そのための準備を万全を期していただきたいと切にお願いするものであり、早くこの事態が収束することを願っている次第であります。

さて、質問に入ります。この質問につきましては、詳細についての質疑応答については省かせていただきたいと思いますので、誠意ある回答をお願いしたいと思っております。

それでは質問に入ります。

先般の議会でも申し上げましたが、目標人口に到達するためには、雇用の創設や住宅整備政策ではなく、子育て世代の増加につながる教育環境の充実、その環境づくりこそ重要であると申しました。そのための英語教育の充実についての質問ですが、御承知のように英語は世界共通語であり、英語が習得できれば世界中の5人に1人と会話ができると言われています。近年は、読む、書くから、話す、聞くを重視し、外国人とコミュニケーションがとれる能力を養うよう改革がされているところでもあります。

上毛町は従来の英語圏への海外研修からタイ国へ変更になりましたが、国際交流事業として、小学校の英語教育と海外研修を切り離すことなく、相乗効果が得られる体験学習にするべきではないでしょうか。

近年、英会話塾で習う子供たちが増加しております。保護者もこれからの社会は英会話が重要と考えています。「葦の髄から天井を覗く」であり、個人的な思考は拭い捨てて、押しつけではなく、純粹にどこが最適なのか、再度御検討していただけないでしょうか。

次であります。

マイナンバーカードの普及率と、それに伴うコンビニ交付事業並びにパスポート交付事業についてお尋ねします。

近隣自治体を先行して事業を開始されましたが、この行政サービスに伴うシステム導入費用、保守料、人件費など、このサービスにかかる初期費用と経常的経費の総額をお聞かせいただきたい。費用対効果があるのか疑問であり、多様化する住民ニーズに対応するため、まだ住民に手を差し伸べる手厚いサービスがあるのではないかと疑問に感じています。

次に、ふるさと納税についてであります。納税額だけがひとり歩きしていますが、それにかかる費用も膨大に費やしていると思います。返礼品の原価、ふるさと納税サイトへの委託料、送料、かかわっている職員の人件費など、経費の総額とそれを差し引いた純税収はいかになるのでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、農道整備でございますが、農業従事者の高齢化に伴い、近い将来、農地管理が困難な状況におかれることも予測されます。私は、退職後、毎日散歩するのを日課としておりますが、そこで目にするのは、上毛町の農道側面は雑草が多く、吉富町に入ると雑草処理をしなくてよいのり面がなく、舗装されております。農道のり面の脱草の処理に苦勞し、老齡にむち打って草取りをしている農家の方々には頭が下がる思いです。

そこでお尋ねしますが、未舗装農道はあるのか、また今後の農道舗装整備には、単費費用もかさむとは重々理解しておりますが、農道管理の軽減を図るため、のり面をなくした全面舗装工法を導入してはどうでしょうか。

以上の質問に対して、町民が安心して暮らせるまちを目指す意味で、誠意ある御回答をお願いするものであります。それぞれの質問に対し、順次御回答をお願いいたします。

ます。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、私のほうから英語教育の充実についてということ
で御答弁させていただきます。

本町では、平成27年度から、訪問国を英語圏のオーストラリアからタイ王国へ変更し、事業を展開しております。変更した主な理由の一つとして、英語が母国語ではなく、両国とも第1外国語として英語教育が実施されており、派遣先で英語の授業をともに受けることにより、子供がみずから取得している英語力や、他国における英語教育の違い、英語を学ぶ意識の違いなどを肌で感じることができるからでございます。

また、このバンコク友好の翼事業を展開していく中で得られた成果として、3点挙げられます。まず1点目が、相互交流の実現でございます。2点目は、姉妹校協定の締結でございます。3点目が、教員同士の交流でございます。その中でも、英語教育と本事業の相乗効果という観点からは、相互交流を始めたことが一番大きくかかわっていると考えられます。

渡航研修を通して、直接交流する児童だけでなく、訪日研修時には町内の小学校の全児童が交流することで、国際感覚の育成やコミュニケーション能力の向上にもつながっていると感じられます。実施後の子供たちのアンケートでは、「最初は英語で話すことに不安を感じていたが、自分から話かけることができ、自分の英語が相手に伝わったときはうれしかった。」や、「少しずつ相手と話せるようになり、聞くときは、わかる単語をつなぎ合わせて理解できた。」などの感想もございました。

また、ホームステイでの交流を通して、児童だけでなく、保護者が子供たちに直接接することで、保護者自身の英語教育への考え方も変わっています。これも事業終了後の保護者アンケートですが、「タイの子供たちの英語力に驚きました。」「うちの子ももっと英語力、コミュニケーション能力を身につけないといけないと思った。」などの感想もありました。

以上のことから、現時点におきましても、英語教育と本事業の相乗効果は得られていると考えられますので、過去、廣崎議員から同一の質問もございまして、その際に御答弁しましたように、現段階では渡航先の見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）私のほうから、マイナンバーカードの普及率とパスポート交付の件数はということで答弁させていただきます。

マイナンバーカードの交付枚数は、2月末現在で904人となっております。2月末の人口比にしますと、交付率は11.9%となっております。

パスポートの交付件数は、申請が昨年6月から開始となっております、2月末現在で144件の申請となっております。

それと、コンビニ交付とパスポート事務にかかる初期費用と経常経費の総額はということにつきまして答弁させていただきます。

コンビニ交付に係る初期費用は3,040万5,000円で、その内訳としては、システム導入等に伴う経費が2,909万6,000円、住民の方に周知する経費として103万9,000円、経常経費は年額643万3,000円で、その内訳は、システムの保守料が年額574万2,000円、地方公共団体情報システム機構の運営負担金として96万1,000円となっております。

パスポートの発給事務に係る初期費用は106万8,000円で、内訳といたしましては、レターケースやゴム印等の消耗品費が16万8,000円、交付端末機やカウンター等の備品購入費で80万4,000円、職員の事前研修旅費9万6,000円です。経常経費としましては、申請書やパスポートの移送にかかる通信運搬費で、年額20万4,000円となります。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、3点目の返礼品の原価、ふるさと納税サイトへの委託料、送料、人件費等経費の総額と、手元に残る金額は幾らかですが、まず、平成30年度までの3年間の累計で約49億9,500万円の寄附をいただいています。

経費としては、返礼品調達額が約22億4,422万円で、全体の44.9%に当たります。

続いて、返礼品の配送料ですが、約5億8,788万円で11.8%、クレジット決済等の決済手数料が約213万円で0.1%、サイトへの委託料が6億1,602万円で12.3%、臨時職員等の人件費が約635万円で0.1%、その他経費として約1億106万円で2.0%となり、合計で35億5,766万円で、71.2%の経費がかかっています。ついては、残りの28.8%に当たる金額14億4,380万円を、残

金として基金に積み立てております。

また、令和元年度については、年度途中でありますので予算ベースで説明させていただきます。寄附金が5,600万円の見込みで、今のところ予算計上しております。経費としては、返礼品調達額は1,616万円で、全体の28.9%に当たり、続いて、返礼品の配送料が630万円で11.2%、クレジット決済等の決済手数料が17万円で0.3%、サイトへの委託料が560万円で10.0%、臨時職員1名分の人件費が156万円で2.8%、その他経費として194万円で3.5%となり、合計で3,173万円56.7%の経費となりますが、年度途中のため、予算ベースの回答となりますので、最終的にはおおむね50%程度となる2,800万円程度が積み立て可能と思われる。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君）それでは、農道舗装整備について御答弁させていただきます。

まず、未舗装農道はあるのかということで、今までに農道の舗装、43.8キロを行ってきておりますが、まだ圃場整備事業で建設された未舗装道路もございます。地域的には、上唐原の山間部の圃場整備地区に、まだ未舗装区間が約1.6キロほどございます。

それから2番目の、今後の舗装整備は、のり面の雑草管理が困難となると予測されるので全面舗装してはどうかということでございますが、農道の舗装はもちろんのこと、まだ経年劣化による舗装を補修していかなければならず、また、のり面の舗装までといいますと、圃場整備で建設された道路のほとんどが両面のり面となっております。膨大な面積が上毛町に存在しております。

議員が言われた上毛町と吉富町の境の部分でございますが、吉富町は町道の拡幅ということで、用地を少なくするためにコンクリートの擁壁を建て、工事をしていると思います。上毛町のほうは圃場整備ということで、圃場整備の構造上、のり面をつくっているものでございます。

それで、先ほど言いましたように、上毛町町内には、のり面が膨大な面積となりますので、現在のところ全面舗装するという考えはございません。これからの検討課題ではないかというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）ありがとうございました。

目まぐるしいスピードで文明が発達している今、そのため、より実効性のある行政運営が必要でございます。私たちが、住民に対して、いかに行政サービスをするかということが最大の課題でもあります。職員の皆様方には、より行政サービスが滞りなく行われるように使命を持って果たしていただきたいとお願いして、詳細の質問については、今回は省かせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員の質問が終わりました。

3番、廣崎議員、御登壇ください。

○5番（廣崎誠治君）5番議員、廣崎です。皆さん、おはようございます。

先ほど、宮本議員、友岡議員が冒頭におっしゃいましたが、コロナウイルスの感染者が、近くでは北九州市、大分市で発生しています。早く特效薬ができ、収束することを願うものです。

私は今回、4点の質問を行いたいと思います。

まず、中央公民館支館の今後について、働き方改革の推進による時間外勤務の削減について、あとは、大池公園、それから道の駅の経営等について、自席から質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）中央公民館支館の今後について、中央公民館支館の利活用の現状についてお聞きします。

昨年12月に文教厚生委員会で町内にある指定文化財等を視察してまいりました。文化財等の保護、管理は行き届いていたと思います。このままの状態以上の管理をしていただきたいというふうに考えております。そこで、歴史的建造物に該当するであろう中央公民館支館について、利活用の現状と、今後どのように活用するかの方角性についてお尋ねします。

中央公民館支館については、町内に現存する数少ない木造公共施設で、利用者からは木造ならではのぬくもりと風格がある半面、危険であるとの声も聞かれています。

まず、この建物はいつ建設されたのかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）まず中央公民館支館につきましては、当時の友枝村の公会堂

として、昭和4年に建築されております。90年以上経過しております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この建物については、歴史的な建物、文化財保護等に該当するかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）文化財保護という観点からは該当するものというふうに思われます。

というのが、登録有形文化財制度というのがございます。50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録して、届け出制というゆるやかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されると、そういった制度がございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）それでは、この施設の現在の利用状況はどうなのか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）利用状況につきましては、放課後児童クラブによる利用件数が増加したこともございますが、昨年度の実績で245件、延べ4,462人の利用状況となっております。

内訳でございますが、一番利用が多いのが放課後児童クラブ、次にエアロビの運動教室、健康教室、3番目に多いのが太鼓となっております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）結構利用されていると思います。

木造公共施設として、耐震性、耐久性の判断を委託したかどうか。調査についてですね。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）耐震性、耐久性についてですが、平成17年に大分大学工学部の教授に、大平村中央公民館、建物の構造耐久度調査を実施していただきました。

その調査結果では、主要構造材の木材腐朽は進んでおらず、ほぼ健全な状態が維持されていると考えられると。また、耐震性の判断については、詳細な調査を待たなければいけないが、耐力壁の不足がうかがえると。耐震補強には壁の増設などの対応が必要と考えられると報告されております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）公共施設の管理計画は、今後どのくらいの年数で、どのように管理していくと考えているのか、お尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）公共施設総合管理計画では、まだ個別の施設計画は立てておりませんので、それは今後の計画というふうになります。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）先ほど昭和4年と言いましたので、大正、昭和の代表的な建物、役場、中学校等、公共施設が取り壊されて、残されているのは、西友枝小学校の校舎と東上小学校の一部校舎しかないんじゃないかなと思います。こういった状況が、さらに進行をしていくことが十分予想されますので、今後、この昭和初期時代の建物、歴史的建造物は修理、保存をぜひ行うべきと思いますが、町長、教育長の意見をお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど課長から大分大学の調査が入ったという話がございましたけども、同時期に、いわゆる建築史的調査というものを、工学博士の山野善郎教授によって行っていただいています。その結果、このいわゆる支館については、福岡県内でも数少ない昭和初期の大規模な木造の旧公会堂遺構として極めて重要な価値があるというふうに御報告いただいているところです。

それから、あと利用者からも、特に音楽関係の方からは、非常に音響がいいということでも好評もいただいています。

さらには、公会堂の支館の中、天井を見ていただくとわかりますが、本当に幾何学的文様の構造等、非常に価値あるものだというふうに思っていますので、先ほど課長も申したように、今後さまざまな見地から検討して、保守、修繕、耐震の問題も含めて検討を重ねて、できるだけ保存、利活用できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）最後に、この件について、町長、今後、体育館の建設等も考えており、そちらのほうにも膨大な金もかかるとは思いますが、この中央公民館支館につい

ては、ぜひ保存を考えていただきたいと思います。どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 過去の古い建造物が残されてるという意味では、非常に重要な建物であるというふうに認識はしておりますし、いずれにしても、多くの人を訪れるということになれば、安全面を十分に考えていかなければなりませんし、その辺を十分調査して今後の課題になるというふうに思っています。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎委員。

○5番（廣崎誠治君） 次に行きます。働き方改革の推進による時間外勤務の削減についてお尋ねいたします。

働き方改革の関連法が昨年4月から順次施行され、企業は働き方改革への対応を進めています。上毛町では、職員の働き方改革について、平成31年、令和元年度は取り組みを行っていると思いますが、どのような対策、取り組みを行っているかお尋ねします。

人事院規則の改正で該当するかどうかわかりませんが、ノー残業デーを月に2回にふやすとか、年次有給休暇5日以上の取得の義務化等はやっているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 働き方改革でございますが、この取り組みにつきましては、令和元年9月の安元議員の御質問にもお答えしておりますとおり、現在の体制で十分範囲内の時間内におさまっていると考えているところでございます。

ちなみに申しますと、平成29年ですと平均月6.5時間、30年で平均月4.7時間、令和元年度につきましては、まだ年度途中でございますし、今申告期間でございますが、月3.6時間程度という部分でございます。

ノー残業デーでございますが、毎週水曜日をノー残業デーという形で設定をいたしまして、5時15分、閉庁のチャイムが鳴った後に館内放送をいたしまして、一応私が各課を巡回して、課長みずから帰っていただくような形のお願いを毎週行っております。ですから、月4回程度はノー残業デーを設定しているという形になります。

それから、有給休暇の取得でございますが、夏季休暇に連動して、二日間の有給休暇の取得で5連休、ですから土日を挟んで9連休を推奨するような形もっておりますし、職員組合との協議の中で言うと、有休の取得促進あたりは、私どものほうから

逆に組合側にしっかり有休をとっていただきたいというふうな申し出をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 2番目に、組合との話し合いの件についてお尋ねしようと思いましたが、組合との話し合いはしてるという形で考えていいんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 特に職員組合とは、春の統一要求時、また秋の確定闘争時に協議を行っておりますが、当然、時間外の申請、代休の申請、取得、それから休暇の取得等についても、私のほうからも勧奨いたしておりますので、その辺は十分協議が調っていると考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎委員。

○5番（廣崎誠治君） 3番目に質疑を出しておりますが、時間外勤務を抑止する機能を備えたパソコンソフトの導入の件ですが、以前、田中議員が委員会で質問を行いました。これはよいと思い、調査いたしました。

滋賀県大津市では、富士通のソフトを使って、事前申請がない場合、設定時間を過ぎるとパソコンを強制的にシャットダウンする機能があるソフトを導入しているということで若干調査しましたら、平成22年から行政改革の一環として、時間外勤務の削減に大津市は取り組んできたそうです。

当時、膨らむ時間外手当を削減し、住民サービスに充てることが主眼で行ったそうです。当初はなかなか成果を上げられませんでした。その後、民間企業での過労死事故を受け、施策の主眼は職員の健康管理に移り、平成29年から上限時間を設けるなどの本腰で対策に当たったそうです。市では、組合所属の職員や若手職員でワーキングチームを組織し、働き方改革のアクションプランを策定し、そこでもっと議論が深まった体もあり、時間外勤務のない職場ということを目指したそうでございます。

そうした議論を受けてとった対策が、時間外勤務を抑止する機能のほか、パソコンのログ収集機能や時間外労働の申請・承認機能を備えていることを要件に、ツールを設定した上で、富士通エフサスのTIME CREATORというソフトを導入したそうです。

このシステムには、事前申請がない場合、設定時間を過ぎるとパソコンを強制的にシャットダウンする機能があるため、時間外勤務の管理、削減に効果を発揮したそう

です。一部の職員を除く全職員にIDを付加し、2,769台のパソコンに一斉に導入し、平成30年10月から本格運用しています。予想された現場の抵抗はほとんどなかったそうでございます。

導入の効果ですが、インパクトのある警告画面によって、事前申請の必要性を強く訴えることができ、職員の労働時間に対する意識が変わった、また、管理職がパソコンの稼働時間や勤務実態を正確に把握することで勤務時間の適正管理ができるようになりました。

その結果、平成29年10月から平成30年9月の1年間と、導入後の平成30年10月から令和元年9月を比較すると、時間外勤務は11.2%削減、月45時間を超える長時間労働勤務の実施者は34.3%減ったそうです。それで、時間外勤務手当も5年前に比べ、年間3.5億円削減されておるそうです。このような財源は住民サービスに与えられているそうでございます。

残業時間の上限の規制について国の人事院の勧告もございしますが、上毛町でも、このような時間外手当の削減に効果があるソフトの導入を考えてみないか、町長にお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）議員御指摘の富士通エフサスのアプリケーションでございますが、あくまでホームページを拝見した段階で、当町の規模等で推察すると、ライセンス費用等で大体200万程度。で、これにサーバーの構築が必要であり、当然うちのアプリケーションとの連携が必要であると考え、これは詳細をとってわけじゃなくて、議員の質問があつてから大枠でとりましたけれども、ハードウェアだけで四、五百万、それから、アプリケーションの導入作業費あたりで数百万かかるという部分になっておりますものですから、なかなか単純にこれを入れての削減等、当町の勤務時間の実態とはちょっと乖離しているのかなというふうな判断でおります。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今後、できるだけこういうソフトも導入して、考えてみるのもいいんじゃないかなと思いますので、提案にかえさせていただきます。

それでは、次に行きます。

大池公園開発事業の今後の予定ですが、大池公園整備については、来年度の遊歩道工事をもって、約8億円の経費をかけ、第1段階が終了すると思われま。基本構想

時点の第2段階、高速道路の連結は、建物建設、PFI方式による民間による事業等
はもう終わったと考えていいのか、お尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）それでは、大池公園開発の今後の予定ということで
御答弁をさせていただきます。

第1段階として現在整備を行っております園路整備につきましては、今、議員が言
われましたように、令和2年度に完了させていただきます。

第1段階全体ということで申し上げます、トイレ整備につきましては令和2年度に
実施設計を行いますので、早ければ令和2年度、遅くとも令和3年度までには整備を
完了したいと考えております。また、遊具整備につきましても、民間施設の誘致場所
等を十分に検証させていただきながら、令和2年度に、その整備を行うか行わないか
というところも含めまして、整備方針を決定させていただきたいと思っております。

それから、第2段階、第3段階の整備につきましては、過去の同様の質問にもお答
えをさせていただいておりますが、平成29年4月に実施をさせていただきました町
政懇談会、並びに同年7月号の広報紙で周知をさせていただいておりますように、そ
の整備方針によって整備を進めさせていただきたいと思っておりますが、第2段階の
高速道路との連結につきましては、その後の一般質問におきまして、高速道路との連
結が必要という声が多ければ再考はさせていただくというふうには御答弁をさせてい
ただいております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）高速道路の連結については、町長は1期目の任期終了間際に、自
分は町長の間は高速道路の連結は行わないと答弁していますので、これは守られるの
かどうか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）そのように答弁はさせていただいておりますが、そ
の後、他の議員さんから一般質問において、高速道路との連結を考えてみたらどうか
というような御質問の中で、今申し上げたような御答弁をさせていただいているとい
うことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）私は高速道路の連結は必要ないと思いますが、この件については次回、またしたいと思います。

それでは、道の駅の経営について質問いたします。売り上げが伸びているのかどうか、経営状況についてお伺いいたします。

まず、道の駅の駅長の交代により売り上げが伸びたかどうか、道の駅の3部門、直売所、フィエロ、ふるさと納税の3部門で売り上げがどのくらいあって、伸びたのかどうかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）道の駅の経営についてでございます。

物産館、フィエロ、ふるさと納税のお礼について御答弁をさせていただきます。

道の駅の物産館の4月から9月までの前期につきましては、純売上高、客数ともに前年度を下回っておりました。しかし、8月以降は若干ではありますが前年度を超える傾向となり、10月以降の後期につきましては、純売上高、客数ともに前年度を上回っております。特に、10月、12月の純売上高につきましては、前年度より約180万円を超える状況となっております。

このことについては、大ノ瀬官衙遺跡のヒマワリ、コスモスの花公園整備、町内生産者の方々の御協力と、9月から着任した駅長の手腕が功を奏した結果であると思っております。

しかしながら、好調であったふるさと納税については前年度より98%の減となっております。道の駅の経営としては非常に厳しい状況となっております。

続いて、数字的に御説明をさせていただきたいと思っております。

物産館になりますが、本事業年度につきましては、1月末現在の集計となっておりますので、前年度についても1月末時点での売り上げについて答弁をさせていただきます。

物産館ですが、本事業年度、4月から9月までの前期の純売上高は4,276万9,000円。前年度が4,301万7,000円で、約24万7,000円の減となっております。10月から1月までの後期については、本事業年度は3,557万1,000円で、前年度は3,171万8,000円。4カ月ではありますが、約385万3,000円の増となっております。1月末までの合計としましては、前期のマイナスを10月からの4カ月で補い、約306万5,000円の増額となっております。

客数については、12月までの集計となりますが、前期は2,310人の減となっておりますが、10月から12月までは2,362人の増となっております。このことも前年度、客数においても前年を上回っておるということになります。

次にフィエロですが、本事業年度4月から9月までの前期の純売上高は、前年度と比較しまして8万2,000円の減となっております。10月から1月までの後期については、前年度と比較しまして約140万7,000円の減額となっております。ただ、純損益額については黒字の状態でございます。

客数については、12月末現在で、前年度より768人の増となっております。客数が減少し、そのことに伴い売り上げが減少している状況であれば問題があると思われませんが、客数は増加しております。ジェラート、ランチといった客単価の低いものが好評であったことが一つの要因ではないかと思っております。

次に、ふるさと納税についてですが、1月末までの純売上高が約2億2,956万1,000円の減額となっており、前年度と比較しまして98%の減となっております。

このようなことから、道の駅しんよしみ全体としては、平成30事業年度はふるさと納税の好評により黒字決算となっておりますが、今年度は非常に厳しい状況となっております。また、本来の目的である農業者の所得向上、生産意欲の向上といったところに目を向けて、今後も何らかの方策をやっていかなければならないと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 直売所の売り上げがふえたというのは喜ばしいことだと思うんですが、農産物の直売所は、これまで以上に売り上げが伸びるのを期待しております。

それでは2番目、フィエロのシェフは新年度どうなるのか。地域おこし協力隊の隊員として3年間で昨年の9月に過ぎて、半年雇用を延ばしましたが、新年度はどうするのかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） フィエロのシェフは新年度どうなるかということで御答弁をさせていただきます。

現在、フィエロで活躍していただいているシェフにおかれましては、フィエロの運営、上毛町農産物を活用した新規メニューの開発、フィエロを担う人材育成に御尽力をいただき、また、御無理を申し上げ、しんよしみ街づくり有限会社との委託契約

期間、地域おこし協力隊としての任用期間を延長させていただいております。

しかしながら、シェフにはまだまだ大きく輝いていただきたい世界がございます。そのようなことから、3月31日をもって委託契約、地域おこし協力隊としての任用を終了することといたしております。

4月以降につきましては、シェフが指導し、育てていただいた社員がその役割を担うこととなっております。また、シェフからは今後も助言、指導をいただけるというお言葉をいただいているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 今まで補助に当たってた、固有名詞出したら悪いんですけど、○○さんが続けてやるということですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 質問項目に上がってないんですけど、地域おこし協力隊員の雇用は今年度予算では1名になっておりますが、道の駅で頑張っていた隊員の雇用継続をしなかった理由をお尋ねして、議長、いいですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 今年度予算でも、委員会でされませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） それでは私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員の質問が終わりました。

4番、三田議員、登壇ください。

○8番（三田敏和君） 皆さん、こんにちは。今定例会一般質問4番目は、8番議員、三田敏和です。一般質問をさせていただきます。

先ほど来から新型コロナウイルスの感染拡大が広がっているというお話が随分ありました。もう既に1,000人を超えたという報道もありました。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため政府が打ち出した、小中高や特別支援学校などの臨時休校の要請に対し、上毛町も本日5日から24日までの臨時休校に入ります。既に2日から臨時休校に入っている自治体もありますが、趣旨の説明、受け入れ態勢などの準備、保護者への対応などを考慮し、本日からと決めた町長、教育長の賢明な御判断と評価をいたします。

一斉休暇をどう過ごすかというようなことで、尾木直樹さんが四つのポイントを挙げておりました。第1に子供の話をよく聞く、共感してあげること。二つ目は、家事などの役割を与え、助かるわと褒めてあげること。三つ目は、日記などで1日の振り返りをすること。それから最後に、子供がみずから利用時間を管理するなど、親が押しつけず、子供と一緒に考え、主体性を尊重してあげることとしてほしいと言っております。

上毛町の子供も、保護者、教師が一体となって、この難局事態を乗り越えてほしいと思っております。子供の命を守る、何よりも子供たちの健康、安全を第一に考えた質問を含め、一般質問させていただきます。

そこで今回は、1番目としてパラリンピックの採火の件でございます。

役場の職員に聞いてもよく知らない。ましてや、町民に聞いても、何のこととの状況です。内容についてお聞きをいたします。

2番目は、予防接種についてお聞きいたします。

孫の病気の関係で病院を受診する機会があり、病院の廊下で張り紙を目にしましたヒブワクチン接種の一時停止のお知らせ、町としてどのように把握していたのか含めてお聞きをいたします。

3番目は、昨年10月から始まった幼保無償化の件です。

半年がたちました。スムーズにスタートしたのでしょうか。保護者、事業所などの反応はどうですか。どんな課題が浮き彫りになったのでしょうか、お伺いをいたします。

以上3点の項目について一般質問をさせていただきます。詳細については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）まずはパラリンピックの採火についてでございます。

冒頭お話をしましたが、役場の職員も知らないということもありました。ましてや町民はなおさら知らないと。2月6日に私はテレビで見て知りました。福岡県もあるんだらうということでネットで調べると、いろいろなことがわかってきましたが、本来この採火についてはどのようなものですか。まずお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）採火についてでございます。

県内33市町村が……。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 採火のことだけで結構です。

○教務課長（村上英之君） はい。採火につきましては、東京2020年パラリンピック聖火リレーガイドラインにおいて、8月13日から17日までの間で実施することとされております。

まず、市町村で火をともします。それを県が集約をして、国のほうへ持っていくという流れになっております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） パラリンピック競技大会組織委員会が、採火、それからいろいろ火を集める集火、そして東京に持ち出すということについて募集をしたというふうなことだろうと思いますが、このことを知った時期、募集に応募しようと至った経緯、採用までに至った経過についてお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 経緯でございますが、県内33市町村が参加した経緯として、昨年3月に福岡県スポーツ振興課から参加の意向調査がございました。

本町のように、パラリンピック聖火はみんなのものであり、パラリンピックを応援する全ての人の熱意が集まって一つの聖火を生み出すと、そういう趣旨に賛同した市町村が参加したものでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 先ほど33市町村ということで、この近郊もあるようにお聞きをしておりますが、上毛町としてはいつ行うのか、お聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） まず、実施につきましては、先ほども言いました東京2020パラリンピック聖火リレーガイドラインにおきまして、8月13日から17日までの間で実施することが規定されております。

特に、パラリンピックがスポーツ大会であることから、8月14日に開催を計画しております。軟式野球大会の開会式において採火式を行う計画で現在進めております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 火をおこすということで、共生社会の思いが込められた火を独自

の手法で採火すると。それを集火するというようなことでありますが、ちなみに資料によると、共生社会、誰もが活躍する社会の実現に資する場所、年齢、国籍、性別を問わず、人が出会い、活動している場所、学校、老人ホームなど、障害者の有無を越えて人が出会い、支え合っている場所、リハビリテーション施設、障害者施設などというようなことがあります。上毛町としてそのようなことを鑑み、どのような形で火をおこすのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 採火の方法につきましては、今現在、想定ではございますが、町内障害者福祉施設の代表者、軟式野球大会の選手代表などの協力をいただきまして、上毛町の自然の豊かさを初め、国指定文化財など歴史的な資源が豊富な地域性を鑑み、現代の利器を使った発火ではなく、木製の火おこし道具による発火で、採火を行うことを検討しています。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 場所は今、中学校と言ったんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） はい、上毛中学校。野球大会の会場になりますので、上毛中学校を予定しております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういうことであれば、その原始的な昔の火おこしの方法という、俗に言う、棒を回しながらというようなことになるんだと思います。内容が若干見えづらいんですが、原理としてはどういうことなんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 言葉であらわすのは難しいんですけど、こうやって、それで発火させるという、そういった道具を使ってやりたいということです。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 確かに名前もあるかもしれませんが、非常に原始的なことだけでは何か気持ちが伝わってきました。そういう方法だということですね。

先ほど、障害者の施設、それから野球大会の選手だとかってというようなことでしたが、大体規模的にはどんなものでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君）参加者としましては、まず軟式野球大会の出場選手が例年100人程度ございます。次に、障害者福祉施設の代表者及び同伴者で約10人程度、その他関係者、事務局等、約20名程度、大体130名程度を見込んでおります。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）その日は火をおこして、何か資料を確認すると、ランタンか何かに入れるとかいうようなことも書いてありましたが、火をおこした、その後の流れというのはどういうふうになりますか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）火をおこして、ランタンで火を確保して、それを各採火に参加していただいた施設に置いていただく。で、町の分については県のほうに届けて、県が国のほうに届けるという流れになってます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ということは、何か火分けをして、それについては採火をして、皆さんと一緒に役目をしてる人たちに分け与えるというような答弁でございました。そのことは理解しましたが、その後、東京に集火して流れていくということだろうというふうに思います。

皆さんの力を結集して火をおこすわけですが、恒久平和を願う意味合いとして、私が12月に一般質問した中に、大池公園で平和のいろんな形の発声、世の中に呼びかけるという意味で、鐘を鳴らしたらどうかとかいうようなことを提案させていただきました。そういうような意味合いとして、平和の鐘、そして、安らぎのともしびみみたいな形で、大池公園にその火を掲げるようなことの今後の動きはありませんか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）そういった部分、詳細につきましては、今後、関係課等と協議してまいりたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ぜひそんな形で、結果的に分け与えても火が消えてしまえば何のこっちゃというような話になろうと思いますので、この意味合いを十分理解しながら、いろんな火が未来にわたって燃え続けるというような形をとっていただきたいと思いますので、今後検討をよろしく願いいたします。

それでは、2番目の予防接種の件に入ります。

今回の新型コロナウイルスの病原菌に効く、先ほどもありましたが、新薬や予防薬が早くできることを期待しております。

幼児、児童、生徒の命を守る観点から、予防接種は重篤に至らずに済むようにとても重要なものであります。上毛町は感染予防という位置づけで、他の行政に比べ、一歩先んじた対応をさせていただいていると評価をしております。

今回は予防接種についてお聞きをいたします。

予防接種には、体系としてどのような形で分かれるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） まず、予防接種法により、大きくは定期予防接種、それから任意予防接種の2種類に区分され、項目ごとに接種年齢等、接種に関する基準が規定されるところでありまして、あわせて、予防接種自体のワクチンですが、大きくは、生ワクチンは病原による細菌またはウイルス自体の毒性が残ったもの、そして不活化というものがあまして毒性を残していないものとして区分されております。

まず、定期予防接種から申し上げます。定期予防接種においては、生ワクチンとして5種類、BCG、麻疹、風疹、水痘、並びにMR、これは混合として一応別の種類として5つとなっております。それから不活化ワクチンですが、4種混合、これは百日咳やジフテリア、破傷風、不活化ポリオの4種類が一つとなったもの、そして3種混合、百日咳、ジフテリア、破傷風が3種でございます。そして2種混合は、ジフテリアと破傷風の2種混合でございます。そして、ポリオ、日本脳炎、肺炎球菌、そしてヒブ、別名インフルエンザ菌B型でございます。それからB型肝炎、そしてHPVと略称して言われますが、ヒトパピローマウイルスのワクチンでございます。最後に、インフルエンザ、11種類不活化がございます。あわせて、定期予防接種としては全16種類となっております。

続いて、任意としての生ワクチンから申し上げます。生ワクチンは4種類で、おたふく風邪、正式には流行性耳下腺炎ということ、そしてロタウイルス、黄熱、带状疱疹の4種類。不活化としましては、破傷風の単独のもの、ジフテリアの成人用のもの、そして、A型肝炎、狂犬病、髄膜炎菌、带状疱疹、6種類、任意としましては全10種類というのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）これは国の基準、先ほど、定期接種、任意接種というふうにありましたが、国の基準とは合致してると思いますが、国の基準以上に上毛町が先んじていることはございますか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）まず、インフルエンザでございます。従前来、1歳から18歳まで4,000円の助成をしております。また、妊婦や非課税世帯に対しても4,000円の助成をしております。そして、今年度大幅な拡充策としまして、19歳から64歳まで、おおむねの経費の半額ということで、定額2,000円で助成を開始したところでございます。

それから、風疹対策として、国や県の助成の対象の基準から漏れる方々に対する抗体価の検査や、抗体価が低い方への予防接種費の助成を開始しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ありがとうございます。

それで、先ほど4種混合、3種混合、2種混合というようなお話がありましたが、これは何か区別は、どういうふうな区別ができるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）現時点ではほぼ市場、要するに、医療機関におけるワクチンの状況として4種または2種というようなことで、圧倒的にそのどれかを一般的に使うのは多分4種ではないかと思いますが、一般的にそれが主流というようなことで、多く接種がなされているものと認識しております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう意味では、たしか4種が一番最後に出たんじゃないかなというふうな感じがするんですが、それまでに接種した方については、その4種と混合はできるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）この接種につきましては乳幼児の時期に、おおむねその時々国の基準に基づきまして接種期間が決まっております。それに基づいてする。また大人になってからとして、先ほど後半に申しました大人用のジフテリアであるとか、破傷風であるとかいう接種については、定期接種として可能というふうになって

おります。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）ありがとうございます。

先ほど、任意接種の中にロタウイルスのことがございましたが、胃腸炎を予防するワクチンとして聞いておりますが、今のところ任意接種というようなことで先ほどお聞きしました。上毛の現状について、再度お聞きします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） ロタウイルスと、済いません、もう一度よろしいですか。済いません。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 済いません。ロタウイルスの件は任意接種というふうに、先ほど答弁の中でお聞きしました。上毛町の現状という中で、そういうロタウイルスを任意で打つ方がどのくらいぐらいいるのかを含めて、現状をお聞きいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） ロタウイルスワクチンについて、まず特徴としまして、乳幼児期の0歳から6歳ごろにかかりやすい病気で、感染力が非常に強くて、ごくわずかのウイルスが体内に入るだけで感染する。また、5歳までにはほぼ全ての子供が感染するとも言われております。

乳幼児が感染した場合は、特に初回に強い症状、水のような下痢、吐き気、嘔吐、発熱、腹痛で脱水症状がひどい状態となり、点滴が必要で入院治療になることもあると言われております。

5歳までに、急性胃腸炎の入院患者のうちおおむね半分が、ロタウイルスが原因であると厚労省も申しております。そうした状況で、厚労省としては重症化予防に努めるため、ことしの10月から定期予防接種化が決定しております。

そうした状況で、先ほど最後の御質問の、町で任意でロタ接種をどのくらい受けているかという点については、母子手帳での確認しかできませんが、その点を何件ほどしているのかというのは、システム上、入力できる形をとってるのかどうなのか、ちょっと現時点では確認がとれておりませんので、ちょっと確認して、また後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

そしてもう1点、先ほどお答えしました、要するに、その時期に打てなかった方の

部分として、私ちょっと誤って申しました。破傷風とかジフテリアについては定期ではなくて、任意接種であったということで訂正させていただきます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） ことしの10月からというようなことで、国が定めたということだろうというふうに思うんですが、その辺のスケジュールとか対応とかというのはどのようになっておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 定期化ということでございます。国の定期化に従いまして、ことし10月からの開始にあわせて実施する考えでおります。

予算等につきましては、事業精査を十分行い、内容によりましては補正計上をお願いする場合もございますので、そういった方向で進めさせていただいてるということで、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういう中で、ちょっと私も調べてみましたが、ワクチンの種類が1価とか5価とか、何かそういうのがあるというふうに調べております。どちらかの採用によって何か接種回数が違うだとか、どちらかを採用したら違うものは受けられないとか、いろんなことがあるようですが、その辺も今後の中で決まるということでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 基本的には、定期化をした場合の具体的なやり方、その2種類のワクチンが混合されないように、できるだけ可能な範囲で打ってください。そして、誤って違うものを打たなければならないような状況になった場合は、こうしたことに留意してくださいというような内容のものは、続々と今、国のほうから情報提供があつておるようですので、制度開始の前には十分、対象者に周知をかけたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） というのは、上毛町がこれをする、豊前市がこれをするということがあるのかなのか、ちょっとその辺が知りたかったわけですけど、上毛町に住まわれて、他の地区から上毛町に住まわれた方が、お隣の町では違うとか、お隣の市では違うとかというのは非常に困難なことだと思いますが、その辺は十分対応がとれるで

しょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） そういったところも含めて、今さまざまな国からの情報提供があつてますので、転入者に対しても母子手帳を拝見してというような御案内ができるものと、現時点では認識しております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 次にヒブワクチンの件です。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。 済いません。質問の途中ですけど、一度休憩に入ります。

では、三田議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時です。よろしく申し上げます。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

なお、会議の途中ですが、荒牧議員より、本日これから退席する旨の届け出を事前に受けております。議長としてこれを了承しておりますことを御報告いたします。

それでは、三田議員から続きをお願いいたします。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 次に、ヒブワクチンの件でございますが、ヒブワクチンの接種一時停止というなお知らせがありました。入荷が再開されれば、再度掲示するというようなことで、それまでお待ちくださいと。御了承よろしく申し上げますというように張り紙がありました。

先ほど、定期接種の中でもありましたように、必要な時期に必要なものを打たなければいけないということについて、町はどのように把握していましたか。原因はどのようなものでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 恐縮ですが、ヒブワクチンについての御質問の前に、先ほどの御質問の中で、私が後ほどというようなことで、ちょっと補足させていただきたい部分をまず申し上げたいと思います。

まず、ロタウイルスワクチンにつきましては、ことしの8月1日以降に生まれたお子さんが、10月以降に予防接種を受けられた場合から対象ということになっております。9月分までの接種については、特定の条件、一定の条件がありまして、その条件は定期予防とみなすことができるというような取り扱いもございます。詳細は申しませんが、そうしたことでございます。

三田議員さんもおっしゃったように2種類のワクチンがございまして、2回、24週までに打てばいいものがロタリックスという製品でございます。1万2,000円から1万5,000円の自己負担、それまでは全額費用がかかるというもの。そして、32週までに全3回終えるロタテックというワクチンが7,000円から1万円の範囲で費用負担がかかるというもの、これが現在行われているであろう任意予防接種の経費でございます。この接種につきましては、生後6週から生後14週プラス6日までに初回接種を終えることというふうに示されているものでございます。

なお、母子手帳への記載で現在の接種状況がわかるのではないかという御質問であったであろうと思いますが、その点については母子手帳をちょっと確認させていただいて、どういった情報収集、把握をしているのかという部分で確認させていただきたいと思っております。

それでは、ヒブワクチンが足りていないと病院等で掲示していたが、その実態はについての御答弁をさせていただきます。

厚労省のワクチンの供給情報としまして、ことしの1月27日付にて示されたものですが、メーカーから、アクトヒブという製品名で、これは注射器と一体型のワクチンでございまして、その針にさびが発生した事例について、メーカー側として調査に時間を要しているため、製品の新たな供給が遅延している旨の御報告が厚労省を通じてなされております。

このワクチンの供給が安定するまでの間、医療機関等で必要量に見合うワクチンの購入の徹底と、在庫がある場合は可能な限り乳幼児の1回目、2回目の接種を優先していただくことを、県を通じて医療機関にお知らせが届いておるところでございます。しかしながら、今週月曜日に届きました通知、これは令和2年3月2日に届いたわけですが、供給遅延が解消されるとのお知らせを受けたという状況で、調査の結果、大まかに申しますと、健康を害する影響の点ではほぼ問題なく、3月分の供給体制については、2月に供給が不足していた分を補う量の供給がなされる予定であるという内容

でございました。

その間、保護者からのお問い合わせ、医療機関からの情報提供等は本町にはございませんでしたが、保健所に問い合わせたところ、この間の遅延については接種期間の範囲からすると全く危機的な状態ではないということで、あえて個別の保護者に通知を出す必要はないという判断をいたしておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 今のような回答で、個別の判断ということで保護者には情報を流してないということで理解をいたしました。それで、潤沢に届いたということで非常に安心しております。

そういう中、先ほど母子手帳を見てというような話もありましたが、定期接種をやる流れとしては、保護者が直接子供を連れて医療機関に行くということなんでしょうか。それとも、もし打ってないような場合、町として何か勧奨するとか、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 定期予防接種の勧奨につきましては、該当する年齢、期間に応じて、個別の通知を住所のある全ての対象の保護者に原則通知するという体制をとっておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） という意味で、勧奨されるということで理解をいたしました。

そういう中で、予防接種を受けてない方が相応する病気にかかったというような場合、そのような医療費とか、どのような処置になるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） ちょっとその御質問について、定期接種についてはできる限りの勧奨の上で受けていただくように個別に対応している状況で、ほぼその点については受けていないというような報告と申しますか、受けていないので危険だというようなことで、予防接種の種類にもよろうかとは思いますが、そうしたことでその疾患にかかってしまったんだというような状況も、その対象といいますか、情報がなかなか、その部分についてはどういった形で入ってくるのかというのわかりませんし、ちょっと把握できてないというのが現時点のお答えになろうかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）それだけ勧奨して、ほぼほぼ100%の方が受けてるという理解でよろしいんですね、そうしたらね。いいです、いいです、そういうふうに理解をいたしました。

勧奨しても時期をおくるとかいった場合、完全に時期がずれてしまった、定期接種の時期がずれてしまったというようなときに、定期接種であれば行政が補助、費用出すわけですが、そういうふうにならざるにずれた場合の対応というのはどうなんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）決められた接種期間に過ぎた場合の対応というのも、おおむね厚労省から示されております。それでも1回受けるべきものと、もう期間を逃してしまったものという大枠があると考えられます。そうしたことでの対応しかなかろうというふうに。要するに、予防接種法で決められた省令と申しますか、そういったものに基づいて御指導を申し上げるということになろうかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）あるとき、何か実費がかかるというふうなことを、ちょっと小耳に挟んだことがあるので、ちょっと心配だなというふうに思っております。その辺はわかれば、後でまた教えていただきたい。

先ほど13種類ほどあった定期接種の中で、子宮頸がんがありましたね。たしか今は積極的に勧奨していないというふうなことです、それはそのまま継続しているわけでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）はい、現在も継続中でございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）上毛町に、暮らしの便利帳、18年度版という保存版が出ておりますが、これに予防接種のことも割に詳しく書いてあります。これ、発行が上毛町と、ある業者も入っておりますが、上毛町というふうになっております。こういうものは定期的に改訂をしていくとか、出していくとか。せつかくいいものがあるわけですが、1回こっきりなんでしょうか。その辺は御存じでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）現時点ではそういった冊子という形で、それは庁内で

調整を図って作製されたものでございます。今後いろんなホームページのリニューアルであるとか、アプリの活用というような時代に入ってこようと思う中で、紙面による啓発というものは今後の大きな課題として、変化していくものとは理解しております。そうしたことで適宜、個別に一応そういった対象者にはそういった情報は基本にお流しするというところで、現在対応をとっておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）この部分につきましては、ある事業者からの提案がございまして、会社自体は商工会の委託で電話帳なんかつくってる会社でございます。そこからの提案がございまして、こういう形で今回やりました。

今おっしゃるような部分を改訂していくとしたら、子育てハンドブックあたりの改訂でないと。要するに、これ自体は広告収入にもよって行っておりますので、それを町がっていうのはなかなか難しいと思います。ですから、やるとしたらそういった部分と、それからアプリ等も導入しておりますので、そういった部分での広報活動になるかと思います。

○議長（宮崎昌宗君）三田委員。

○8番（三田敏和君）よく理解しました。

でも、こういうものがある中で、やっぱり住民が迷うところがありますので、その辺は十分啓発を行っていただきたいと。もし出せるものであれば、これは広告収入で、何か後ろのほうにそんなことも書いてありました、多くの皆さんの協力というふうに書いてありましたので、その辺がしっかりできるようなこともやっていただきたいと思います。

それでは、幼保無償化についてお尋ねをいたします。

昨年10月、幼保無償化が実施され、3歳から5歳児のクラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無料になりました。そういう中で上毛町は、もう一步踏み込んで副食材も行政が負担するというところで、通園の送迎費または行事等、そういうものを除けば実質無料というようなことで、非常に進んだ政策をとっていただきました。ありがたく思っております。そういう中で、このことで他の市町が追随するというようなことも、その後お聞きをしております。

そういう中で、特に問題なく移行されたのか、お聞きいたします。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）議員の御質問に御答弁いたします。

本町における幼児教育・保育の無償化については、対象施設の確認、利用者への認定、利用実績に基づく各施設への新たな制度で、施設型給付費の支給、給付というものがございまして、あわせて、町単独の副食費の助成について、円滑に実施してきているものと認識しております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう中で、これは3歳になった時点ではなく、次の4月2日からというようなことになってるというふうに。私も、当初は10月からそういうのが利用できるのかと思ったら、そうではないということを改めて理解をしたわけですが、対象人数については、またバックデータをお持ちでしょうから後でお聞きをしたいと思いますが、一応もうほぼ間違いなく、対象者に実施されてると。3歳児になる方は、この4月からというふうになるんだと思いますが。ということでよろしいんですね。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）保育の内容と申しますか、大まかに簡単に御説明しますと、保育、また認定こども園の保育部分については、満3歳になった後の4月1日からが対象ということ、そして、本町では幼稚園、認定こども園における教育の部分、これは3歳になった日から無償化の対象という制度上の区分けがございまして。

対象人数も含めて、先ほど申しましたように認可されている施設については全部対象の把握が可能という部分、そして、あくまで御本人さんの申請確認が必要で、こういった施設に行ってるんだという確認が必要で、その行ってる施設が国県の基準に合致して無償化の対象となる施設であるという確認を終えて無償化の実施を開始するという、おおむね二つの、対象漏れがないためのやり方がございます。そうした意味で全体的に網羅されてると認識いたしておるところです。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ありがとうございます。

そういう意味では、私も、保護者、それから事業所の実態についてお聞きしたいわけですが、他町から上毛町の3施設に来てる対象者というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 町内の園に町外の方がおいでしているケースですが、現時点では若干名ということよろしいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 若干名ということで、結局その方々は、その保育所にお金を払うということになるんでしょうが、そういうことで、その事業所が負担がふえた。そればかりじゃないんでしょうが、ごく一般的に言えば、その事業所としては負担がふえたというような解釈もされております。

私も保護者の方にお聞きをすると、まず保護者の方はほとんどおおむね、すばらしい施策だというふうに感じておられる方が大多数です。そういう中で、町としてこういう事業をやったときに、先ほど誰の答弁でしたか、町長が実態把握をするというふうなお話もありましたが、町として、この時点でそういうことの実態をどのように把握しているのか、お聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 通告いただいております保護者の反応の点であろうかと思うんですが、まず町内の3園では、職員が保護者より聞き及んだ点として、先ほど申されました、非常に助かった、ありがたいと。上毛町の副食費に伴う食費の徴収を行わないという部分は聞き及んでおるところですが、把握の仕方としては、現時点で、そういった現場の職員を通じた保護者の意向を受けとめて、各園長なり、各職場の町の保育の担当が、一応そういったことがあれば聞き及ぶという形を現時点としてはとっております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういう中で、しっかり事業の把握として、そういうような保護者、それから事務所等の実態調査をすべきだと思います。今後の中に生かしていくためにぜひ必要ではないかなというふうに思っています。

それで先ほど、町外から来たという中で事業量がふえたとか、保育料が無償になったことで次は何だというような要望があるとも、全体的にお聞きをしております。そういう中で、保育の質の向上を目指すとか、2歳以下のとかいうようなこともあるわけですけども、その辺も十分聞いていただいて。保育の質を向上しようとする、事業所としては保育士の数がふえるとかっていうようなことにつながっていくかもしれません。でも、やっぱりしっかりした保育をするためには、上毛町が住みよいという

意味にしても、その辺は大事だなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 十分検討させていただきたいと考えます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 最後の質問をします。

私も、私の孫がある施設に通っておる関係上、そこの施設から、上毛町の対象者の方が実は漏れてたというような、完全に漏れてたというわけじゃないんですが、手続上そのようなことがあったとお聞きをしました。こうやってやっていく中で、そういう漏れがないように、ぜひやっていただきたいのですが、今回の事例、私が聞いた事例を踏まえれば、何らかの思うところがあるんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君） 副食費助成制度を最終的に固める段階において、障害児通所支援事業を行う事業所からの問い合わせがございました。その利用時についての副食費に伴う食材の助成の部分については、即、迅速に長寿福祉課のほうと協議いたしまして、制度の範囲の確定ということで制度の範囲に入れることができたといった経緯はございました。

そうしたことはさまざまなケース、実態によりまして、制度の趣旨に照らして、改善すべき点は今後も改善していきたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） せっかくそういう対象として認められる方が、なかなか言い出せなくて困ってるというようなことがないようにしっかり、縦割り行政がどうのと言うつもりはさらさらありませんが、ぜひしっかりとさせていただいて、その辺も漏れなく確認できるように、今後の中ではこの事例を踏まえて生かしていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員の質問が終わりました。

5番、岩花議員、御登壇ください。

○3番（岩花寛之君） 皆さん、こんにちは。3番議員、岩花です。

今回、一般質問をさせていただくというところで、皆さん言われておりますけれども、非常に今回考えさせられました。今回の一般質問、締め切りが2月20日であり

まして、その後、首相の発表がありまして、現在コロナウイルスの拡大により、教育現場は大変大混乱をしております。その陣頭指揮に当たる教育長、教務課長初め、町長以下、執行部の方々を1日臨席して拘束するというふうな状況をつくると。確かに、議員一人一人に与えられた、年240分しかない貴重な時間です。自分の考えてることを、執行部の方と、また各議員の方、それから、議会広報を通じて住民の方にも情報を共有したいというふうなところを、この一般質問でさせていただいてるわけなんですけれども。

ほかの自治体、荻田町はもう一般質問を全てやめたと。みやこ町も、1時間のところを30分に短縮してると。そういうふうな状況の中、本当に上毛町、このまましていいのかと、取り下げも本日考えたわけなんですけれども、この3月の議会というのは新年度が始まる前の非常に重要な議会です。4月から新年度が始まるに当たって、どういうふうな為政にするのかというところを今回聞いておかなければ、そのまま6月まで待たなければならないというふうなところで、先ほどもお話ししましたけれども、やはりそれを各議員の皆さんと住民の皆さんにも知っていただくというふうな意味からも、今回は一般質問をさせていただきたいと思っております。

不要不急の外出が禁止されているところですので、必要で、このタイミングでないとできない質問だけしたいと思っております。直接、担当課に聞けばわかることもありますけれども、先ほどから言うように、皆様で情報共有していきたいというふうに思いますので、簡潔にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。詳細は自席でしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君） それでは早速始めたいと思います。

通告しているとおり、令和元年度、上毛町の中で、あえて5大ニュースを挙げるとすれば、町長、どのようなニュースを挙げられますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 町長にお問いでございますが、事前に町長等の聞き取りをさせていただいて、私のほうからかわりにお答えさせていただきます。

まず最初に、上毛町のみならず日本にとって大きなニュースといえば、平成から令和への改元でございます。明るい未来をそのとき予測させてくれたというふうに感じております。

また、消費増税につきましても、国全体の大きなニュースであると感じておるところでございます。

町に目をやってお答えをいたしますと、この部分は、ただ単にニュースだけですと伝えるにくいので所感もあわせてお答えをさせていただくということです。

まず第1は、広島・長崎爆心地中間点上毛町―未来へつなぐ平和の架け橋事業が挙げられると思います。世界恒久平和を、爆心地の中間点という新たな視点で宣言を行ったことというのは町の歴史的ポイントになると考えますし、今後もさまざまな事業展開を図って、恒久平和の発信をしまいたいと伺っておるところでございます。

二つ目でございますが、これは12月の質問でもお答えしました、1月から11月の人口動態速報で人口増が見られたという部分でございます。原因分析は、まだまだなかなか厳しいものがありますし、年度末に向けては転出が続いて、若干落ちついてはきてますけども、一つの定住施策が一因であるのではないかなという部分で、しっかり分析をしまいたいと考えております。

それから、パスポートの発給業務というのが県内で2例目ですね。近隣自治体にもさまざまな影響を与えているというところで、大きなニュースかなと。

それと四つ目、最近の話題ですが、上毛中学校の卓球部が福岡県大会で優勝しました。これは、上毛中バレー部の成果とは違う意味で非常に大きな結果であるというふうに認識をしておるところで、この生徒たちには拍手を送りたいと思っておるところに伺っております。

そして、本年度は結婚祝い金、赤ちゃん祝い金などのさまざまな定住、それから人口増加施策等がスタートいたしまして、先ほど三田議員の御質問にもございました保育料無償化に伴う副食費等の助成など、近隣の中でも高い評価を受ける子育て支援策がかなり展開できたという部分が大きいであろうと。

ほかに、インフルエンザの助成の拡大やコンビニ交付、防災ハザードマップなど、福祉、防災の分野でさまざまなサービス提供ができた部分が大きなニュースかなというふうに捉えてると伺っております。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君） ありがとうございます。所感もあわせていただいたというところですけども、この5大ニュースですね、いわゆる新聞、例えばテレビ、それからラジオ、そういったところでの取り上げられ方というところはいかがでしょうか。

私がインターネットで調べる限りでは、現時点で出てるのというのは、今、上毛町で、グーグルでニュースのところを調べると過去のニュースが出てきます。それで、恐らくもうタイミング的なところで出てこないところもあろうかと思うんですけども、現時点で、2019年から2020年、先日までで、約15から20弱ぐらいのニュースが出てきます。

それで、その中でも、出てくるうちの5つがやはり広島・長崎爆心地のことです。非常に各紙好意的に受け取っていただけてますし、広島・長崎以外の第3の地点でそういうふうな恒久平和を願うというのは意義的にも非常にうまい。ちょっと言い方が語弊があるかもしれませんが、メディア受けするニュースであったというふうに思っております。

ただ、それ以外のところとなると、今、現時点ではニュースサイト等には載ってないというふうな状況ではあるんですけども、そういったところ、そのタイミングであらうかと思いますが、どういうふうな報道をされているかどうかというのは、どういうふうに思われていますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 当然さまざまな部分でニュースソースのものは提供はいたしております。当初予算の部分でさまざまな政策を、議会ごとに地元紙4紙を集めてレクをやるんですが、それでも載ってるのは小さい部分と。今回の場合は、コロナウイルスに押されてなかなか、4紙のうち2紙は議会の開催自体も載せてもらってないというふうな状況があります。ただ、一応懇切丁寧な説明の中で、放課後児童クラブあたりの建設については、2紙が載せていただいているところであります。それと定住施策についても、1紙が載せている部分もございます。

だから、そういった部分は常々心がけておりますし、さまざまなスポーツでの記録なりで町長に表敬訪問される部分は、当然ニュースソースとして流しておりますけども、昨今、同じように記者クラブに流しても、1紙しか来ない場合、それと、朝日新聞は現在、行橋からこちら側がお一人になってますので、なかなか取材には見えません。で、3紙の場合等々ございます。そこはもう記者の判断になるので、同じような情報を流して、なるべくうちのほうに来てもらうような努力はいたしておりますけども、というところで御理解をいただければなど。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君）最近というか、ここ何年か、私も新聞1紙しかとっておりませんので、ほかのところは支所に来たときであったりとかに見せてもらうところなんですけれども、肌感覚で思う限りでは、上毛町のニュースが何か少なくなっているんじゃないかなというふうに思ってるんですけれども、町のほうはどうでしょうか。スクラップ等々つくって各年ごとにまとめられるとかしてらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）余りコピーでどんどんとっておくのは、逆にいかがなものかという御指摘もございましたので、一昨年からその辺は自粛いたしておるところがございます。

ただ、少なくなったかという、京築全体は余り多くないのかなという部分ではあるのかなというふうに思っておるところです。今後はさまざまなサイトを使っての広報活動が必要であろうというところで、ホームページも今年度改修をいたしております。

そういった部分で情報発信に向けては、従前から弱い弱いと言われながら、ただ、昨年についてはテレビに何回か。宣伝課長が来たのと、ウイッシュはちょうどこの関係でさまざまな部分で中止になっておりますので厳しいんですけど、昨年は二つか三つ、テレビの放映も、たまたまみみたいな形で参ったのが何個かございます。そういった部分では、町長みずから御出演いただいてコマーシャルもやっていただいているので、その10日ぐらいは町長出られましたねという話があるんですけど、やっぱり1カ月たつとですね、という部分はあります。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）はい、わかりました。

その中で、次年度、事業においてニュース性のある、話題のある事業というところなんですけれども、先ほど少し触れられましたが、児童館であったり体育館、その他、かなりビッグニュースになろうかと思っておりますので、そういったところを、より一層きちんとリリースが打てて、都度都度でやはり出ていくようなことというのが、やはり対外的なところというか、定住を考えるようなところもそうですし、今実際に住んでいただいている皆さんの住民の満足度を上げるためにも重要なことじゃないかなというふうに思います。

そういったところで、次年度以降のニュース性というところ、話題のある事業とい

うところで、今思われているところを教えてください。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 次年度につきましては、来週、予算の審議も控えておりますが、放課後児童クラブの建設や新たな定住施策等も今回予算化をいたしております。そういった部分については、当然、予算決算常任委員会の中で各課長のほうから詳細な説明があるので、その辺を御期待いただければと思うんですが、町長からお伺いしたところ、個人的には、商業施設であったり、工業団地への企業誘致等、そちら側の明るいニュースをお届けできればいいなというふうにはお考えになられてると。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花委員。

○3番（岩花寛之君） そういった中で、もちろん行政だけではなく、やはり住民の人たちも、ニュースリリースっていうところをきちんと打っていけるようにならんといかんと思ってるんです。

というのが、以前の一般質問でもさせていただいたんですけれども、ほかの町とかでいくと、いろんなお寺がしているとか、農作物ができましたよ、ちょっと珍しい何かをつくりましたよとかなると、やはりいろんなメディアに載ることが多々あるんですけれども、そのあたり、ぜひ上毛町の、行政だけでなく住民のほうからも、やはり上げてもらうような形をつくらないといけないんじゃないかなと。それは、もちろん行政の言うことではないのかもしれないんですけれども、そういったリリースのセミナーというか。

私も実は、知人が荻田の町立図書館のサカタさんという方と友達で、一緒にイベントをしたりとかするんですけれども、サカタさんが非常におもしろくて、そういうふうなニュースリリースの仕方講座みたいなところをさせていただいて、それを私は受けて、1カ月間ですけども、見事にどこの会社も来てくれはなかったんですが。ただ、そういったところが、こういうニュースリリースをちゃんと個人でもしていいんだな、個人というか団体ですよ。団体であったりとか、もちろん個人もそうかと思います。農家さんであったりとか、いろんな各種イベントされる方もやはりすることが、住民も含めて、全体的に上毛町を盛り上げる、いいツールになろうかと思います。

ですから、そういうニュースリリースというところも、行政ももちろんされてるかと思うんですけれども、その仕方とかいうところをぜひ。機会をわざわざ設ける必要もないかもしれませんが、そういう何か発信ができるような農家さんであった

り、団体さん、イベント会社さんとかいうふうな、あとは一般の会社もそうですし、飲食店もそうだと思います。そういったところにぜひ、こんなことしたらいいよというところで教える機会をつくっていただけたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）大変貴重な意見だと思いますので、例えば生涯学習の講座であるとか、そういった部分を教育委員会と連携しながら、例えばフェイスブックの開設講座であったりとか、さまざまなSNSの活用方針とか、そういう部分もあわせ持つて、教育委員会とちょっと協議をしないといけませんけど、そういった部分が開設できるかどうかはまた検討していきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）岩花委員。

○3番（岩花寛之君）今、私の個人的なところですけども、LINEのオープンチャットっていうのがありまして、その中で、上毛町のイベントとか情報とかいうのを流してるんですけども、実はそれをしだしてやっぱり思うことなんですけれども、本当に各お店さん、例えば飲食店さんであったりとか、大平楽もそうですし、さわやか市もそうです。今、さわやか市も先月からツイッターを始めてます。それからあと、フェイスブック、インスタグラムであれば菓樹さんであったりとか、フェイスブックをよくされてるのはハリウッドさんであったりとか。ただ、まだまだやっぱり少ないんじゃないかなっていうのも実は思ってるんですね。

ですから、その辺を拾って、やっぱりもっと2次ソースとして出してあげるのが、いろんな中で上毛町の認知度を上げるためにも非常に重要だと思いますので、先ほど課長言われたような、そういう生涯学習であったり、またそういうふうな機会を持って、ぜひともまた来年度、上毛町をますますPRするような機会を持っていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）今おっしゃったような部分も十分踏まえながら、当然、企画サイド、それから、商工を持つてる開発交流推進課あたりとも連携を図りながら、うまく広げてまいればなというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）では、次の質問に移りたいと思います。

町民に対する広報活動についてというところです。先ほどの続きにも近いんですが、やはり町の広報という中で、今、一番に挙げられるのが町の広報紙、それから、防災が第一義的な目的ではありますがけれども防災無線というところがあるかと思います。

一つ思ってるのが、広報紙がどれだけ読まれてるのかという把握は、どこか何かでされたことがありますでしょうか。どういうふうに思われてますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）広報紙がどれだけ読まれているかという御質問ですが、毎月発行している広報については全戸配布しておりますし、役場の本庁、支所、出張所、げんきの杜等に備えております。多くの方に親しくごらんいただいていると思っておりますので、どの程度読まれたかと言えば、全戸配布ということで解釈いたしてるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）それが本当に大きな間違いだなんていうふうに、実は僕は思ったことがあります。先月ですけど、ちょっと議会の報告会という形で各区を回らせていただいた中で、ちょうど1年がたって、そういうふうな機会を設けましたので、今年度といっても、もう本当遅かったんですけども、ことし、こんな補助金、助成金が始まっているんですよということを言ったら、「え、知らない」という方が結構本当にいらっしゃるんですよ。参加者が十五、六名とかの中で、やはり二、三人が知らないというふうな状況なんですね。肌感覚ではもう少しはおつてもいいと思います。

結局、行政というか、発信する側としては、出してるから、もう当然、当然と言ったらちょっと語弊がありますが、知っていただいているというふうに思ってるかもしれないんですが、やはりまだまだ読まれてない方が多いんだなとか、知らない方が多いとか、いらっしゃるっていうところです。それを全部の全員に知らせるといのが目的ではないというところもあるんですけども、ただ、少なくとも多くの方の目に触れていただく、特にまた、生活に直結するようなことというところを知っていただくには。特に助成金、今回、今年度ボーリングの補助金であったりとか、崖崩れの補助金であったり、生活に密着するような助成金も、本当に画期的な助成金だったと思うんです。それをニュースとして僕は思ってたんですけども、それを知らない方がいらっしゃるというのが結構衝撃でした。そのあたりというのがやはり、一般的にも今回予算決まって4月、5月で始まって、広報紙にも出るかと思うんですけ

れども、やはり1回ではなく、2回、3回と。それか、何か期間をあけてでもいいですし、何かしらでそういうふうな発信するのを、できればやはり広報紙の中でしていただければなというふうに思ってるんです。

それで、あわせて言うのが、やはり中山間地というか、高齢になればなるほどやはり「スマホであったりホームページを見てますか」「いやいや見たことない」と。「アプリ入れてますか」「いやいや入れてません」、「ホームページ見ますか」「見ません」というふうなところですね。やはり携帯もまだまだガラケーの方が大多数いらっしゃるんですね。

そういった人たちにどうやって、じゃあ情報を伝えていくのかというところを、どこまで伝えるか、伝えたらいいかっていうところもありますけれども、やはり伝えていただきたいなと思うんです。その中でできることとすれば、今まで1回だったところを、数がもうあと1回、2回であったり、後ほどの質問ともかぶりますけど、防災無線等を使って、そういうふうな助成金、本当にニュースビックなところっていうのは広報していったらどうかなと思うんですけれども、そのあたりの所感はいかがでしょう。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）重要な事項については、現在も広報で継続的に掲載いたしております。前から、そういった住民の方に十分お知らせしたい点等については、月をまたいでとかという形で広報に載せてるケースもございます。ただいまいただいた御意見をまた参考にしながら、広報を充実させていきたいと考えているところであります。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）防災無線のほうで、ちょっと所管課なのでお答えします。

防災無線の場合は、どうしても電波法に基づく中で、放送できる部分の規定がある程度なされております。その中でもうちは、なるべく拡大解釈で今放送しているので、それをさらに広げるとするのは非常に困難な部分と、どうしても放送が、例えば8時の放送の中で5本、6本かかると、今度は反対にうるさいと言ってお電話がかかるケースも多数ございます。ですから、この部分はなかなか難しいというふうな御理解をいただきたいと。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君） そういったところの御意見がある中で恐らく、今回広報に載ってますけれども、ごみ出しの広報が。濟いません、僕もしっかり読んでないから、やめるっていう方向でよろしかったですかね。やめるというふうなところなんでしょうけれども。違いますかね。やめるんですよね。ごみ出しの事前で、きょうは燃えるごみですよ、資源ごみの日ですよっていうところをやめるということですよ。だと思わんですけれども。

先ほどあるように、1回の放送で長時間ずっとすれば、やはりテレビ見られてたりとか、いろんな団らんがあつてる中で放送があるというのも、確かになかなかどうかなという部分もあるんですけれども、ちょっとした、こういうのが出てますよっていうふうなところとか、やっぱり難しいんですかね。電波法的なところというのは。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） ごみの部分は、要するに別の次元がございまして、従前からさまざまな部分で、防災無線の当然利活用を図っていますが、基本は災害用でございしますので、そういう一般放送の部分をいかにやるか。当然利用しなきゃいけない部分と、急を要するものでやらなきゃいけない部分でやっていきますけども、そういった中で、ごみの部分は従前から担当のほうは考えておった中で、今回アプリ等の導入も行いましたし、ごみのカレンダーがあります。ごみの分別ガイドブックがあります。それから、人権カレンダーの中にごみの収集日は全て書いてございます。それから、広報に出しております。そして、今回アプリも入れます。ここまでやっておるので十分それぞれには伝わっておるものという判断を担当課のほうでしたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君） わかりました。また住民の方の御意見を聞いて、また判断していただければというふうに思います。

次に、今何度か出てきてるアプリですね。アプリの登録者数というのは、今現状でいかがなものでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 今年度、うちが昨年12月25日から、アプリを開始いたしております。登録者数については93人ということになっております。

○議長（宮崎昌宗君） 岩花議員。

○3番（岩花寛之君）まさかと思えますけど、執行部の方と、あとの皆さん、入れられてない方とかいらっしやらないと思うんですけども、それを考えると、もうここだけで30人ぐらいいますからですね。非常によくはない状況だと思います。

アプリの件もそうですけれども、便利であれば、やはり入れていただけるかと思えますし、告知をすれば、やはり「おっ」と思って。じゃあ、その便利さをやっぱり告知するというのが大切かと思えます。先ほどもあるように、私も入れてますけれども、イベントであったりお知らせであったり、さまざまなツールがあります。

ただ、このコロナの関係もありまして、いろんなイベントは出しにくいところもあるかと思えますけれども、やはりこれを本当にいかに有効に使っていくかというところが非常に、今後の情報共有というか、情報発信に生かしていただければなというふうに思っております。

特に2026年に、ドコモですけれども、ガラケーが廃止されて、全てスマートフォン対応になるというところです。またその後、5Gであったりとか、いろんな情報通信というところがこれからなっていくと思います。今の、今のと言うとあれですけども、個人差もありますけど、60代の方は割とスマートフォンも使いこなせてる方もいらっしやいますし、また、そうじゃない方もいらっしやいます。ただ、使いこなせてる方に関しては、やはり上毛町のアプリを有効に使っていただくというふうなところが重要かと思えますので、ぜひお願いしたいなと思うのと、もう1個、アプリの中で、登録が町内の方、町外の方というところはわかるんでしょうか、把握はされているんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）アプリについては把握できております。把握できます。

○3番（岩花寛之君）把握できます。

○企画情報課長（堀 綾一君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）町外の方がどれぐらいいらっしやいますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）現時点で私どもが把握しているのは3人です。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）わかりました。

まだできたばかりです。それからまた、今後イベントがある中でどんどん情報発信していただくところかと思えます。今私が登録して感じる限りでは、子供の関係のことであつたりとかは非常に充実しているなどは思っています。詳しい話はまた、担当課の方と話したいと思えますけれども、ぜひ、やはり勝手に送られてくる、ポップで来るもの、自分が見なければわからないんじゃないかと、向こうからお知らせとしてきちんとどんどん入ってくるっていうふうな体制をつくっていただきたいですし、やはり内容に、お得感であつたりとか便利感、スピード感というところがないと、やはり皆さん、使っても意味ないというふうに思われるのももったいないと思えます。ぜひともいいツールと一緒に育てていければと思えますので、よろしくお願ひします。

次に、高齢者のネット・スマホの未対応者というところですが、やはり住民に直結する事業というのは、広報紙が非常に大切というのは先ほどから言わせていただいているんですけれども、その中で、今年度予算で、上毛のいぶきとかも廃刊というのか、なくなるのかなっていうふうに思っているんですけれども、そのあたり、逆に広報紙の中でしていこうとかいうふうな考えがあればお伝えください。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）地域づくり、移住定住情報誌として発刊しておりますいぶきですが、来年度については、廃刊ではなく、広報紙に統合するという事です。今現在、年に4回発刊しておりますので、広報紙のページをふやまして、その分を紹介していくということにしております。この件については経費の節減等を図るためのことと御理解いただければと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花委員。

○3番（岩花寛之君）いぶきも、やはり住民の地域づくり団体の方の活動もよく見られる貴重なツールではあろうかと思えますし、こんなことしてるんだなっていうふうなところで思うところもありますし、広報紙もそうです。また、先ほどから言うように、広報紙、それからホームページ、防災無線、アプリ、そういったいろんなツールがあつて非常に大変なところかと思うんですけれども、企画課の中で、やはりその情報発信というところを今は担当制でされてるのか、以前は担当が一応いらつしたかと思うんですけど、どういうふうな体制で取り組んでいらつしますか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）現在、今年度ホームページをリニューアルさせていただ

いております。ホームページにいろいろな情報を掲載するに当たりまして、今月、全職員を対象に操作説明会を開催するようしております。そういった、ホームページあたりの情報提供について、全職員が対応できるような体制を整えているということでございます。

その中では、そういった情報について、もちろん各課の課長に承認していただくようになりますし、最終的には私のほうで承認ということをとらせていただくような形を整えていくというふうにしております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）全職員ができるというのも非常にあれかとも思うんですけど、やはり専任というか、しっかり本当に責任を持って、町の行政からの情報発信は私が一手に引き受けるぐらいの心意気というか、もちろん能力も要りますけれども、そういうふうな方を育てていただきたいなというふうなのと、また、そういう専任者が欲しいなと思うのと、あと、そういう情報発信にはやはりコツがあるかと思います。そのあたり、専門職のアドバイザー的な契約であったりとか、そういったところは検討されませんか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）情報発信の専任者やアドバイザーということでございますが、人選的、経費的にも、まだまだ検討しなければならない点が多うございます。そういった検討をさせていただくお時間をいただければと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）予算の中にもホームページの更新の費用が入っておろうかと思えますけれども、今回、更新されたホームページの会社さんとよくよく協力していただいて、情報発信に今後も努めていただきたいなというふうに思います。

それと大きく、先ほどから言ってる中で、上毛町の情報発信というのはやはり非常に大切かと思うんですけども、それを行政であったりとか、皆さんとしてはやっている、わかっているというふうに思っているかもしれないし、私も思っていましたけれども、やはりわかってないところもあつたりとかというところで、そういうふうな住民のモニター制度であったりとか、何かしらのアンケートという機会を持っていただきたいと思うんですけども、そのあたりの所感はいかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）今年度、ホームページのリニューアル、アプリの導入と、いろいろな整備をさせていただきました。今現在、アプリについてはリリースして2カ月ということがございますので、ある一定の期間を設けて、そういったことが必要であればやっていければと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に、高齢者のところで、先ほどから広報紙にもというふうに言ってるんですけども、要するに、やはりいきいきサロンであったりとか、老人会というところがあるかと思うんですけども、そういったときに町からのお知らせを、広報紙、回覧版、プラスアルファで。やはり高齢者の方に有効なのが口コミかと思います。こういうふうなのが始まっとうらしいよと。あとは、何か機会があったときには、それやったらこういうふうなのがあるよというふうな口コミが大切かと思っておりますので、そういったところの中でも情報提供ができるような体制づくりをぜひお願いしたいのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）高齢者に対する周知についてでございますが、現在、社会福祉協議会で取り組みを行っていただいておりますサロン活動等、高齢者が集う機会を利用し、行政、地域、関係機関における自助、補助、共助、公助といった取り組みを進め、今後とも社会福祉協議会や地域と連携を図り、高齢者の方へ情報周知に努めていく体制を整えていきたいと考えております。現在も、サロン、老人会等には保健師が出向き説明をしたりと、行っております。そういった機会をふやしていくなりを検討していきたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）ぜひよろしく申し上げます。

最後に、やはり選択される町に上毛町がなるように、住む、遊ぶ、食べる、それから企業が出店する、そういったときに、本当選ばれる町になってほしいなと思うんです。最後に町長の所感を一言聞いて終わりたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）その件につきましては、これまでも十分議会でも答弁してきたつ

もりでございますけども、やはり人口増ということが一つの結果だろうと思ひますし、それに向かつていろいろな事業を、今、令和2年度にニュースになるようなものを準備もしておりますので、じっくり確認していただければというふうに思ひます。特に、人が住んでもらうための住宅施策であるとか、住むために必要な、例えばスーパーの誘致であるとか、いろいろな教育の充実だとか、いろいろなものがあります。その辺を中心に考えておりますので、また新年度の予算のほうで十分御協議いただければと思ひます。

○3番（岩花寛之君）ありがとうございました。終わります。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は14時5分です。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○議長（宮崎昌宗君）皆さんおそろいですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、安元議員、御登壇ください。

○9番（安元慶彦君）皆さん、お疲れです。9番議員の安元です。最後の質問者になりました。

感染症が日々広がっておりまして、何か世の中が物騒になって息苦しくなりました。しかし、私たちは、こうしてまちづくりについて議論ができることを喜びたいと思ひます。

最後の質問者ですから何か爆弾を抱えてと思ひましたけど、別にございませぬ。と、いいますのが、坪根町長初め職員の方々が、まちづくりについて一生懸命頑張っておられる成果であらうと思ひます。どうぞひとつ、ゆるみなくお願いをいたしたいと思ひます。

私は、今定例会において、3点について質問をしまひます。

最初に、行政の継続性。これは普通一般には何言ってるのかというふうに思ってる方のほうが多いかと思ひますけど、行政は継続されなければならないというのがもう鉄則になってるんですが、ただ、政権の交代や自治体の首長の入れかわりによって変わっていくというようなことは考えられます。

新しいのは、2009年に自民党政権から民主党政権にかわりました。あのときに、コンクリートから人へということで、いわゆるマニフェスト選挙といひますか、そう

いうものが出てきまして、当時、群馬県で実施されておりました八ッ場ダム、資料を見ますと大体6割から7割もうでき上がってきていたという中で、民主党がこのダムはもうやめたということで中止になりました。そういうことで非常に話題になったわけでございますけれども、3年たって、また自民党が政権を奪還した中で、それからまた続けてやられまして、今はもうでき上がって、水をためる試験をやっていることのようにです。この前の安倍総理の施政方針演説の中で、昨年、19号台風によってあした大きな被害が出ましたけど、八ッ場ダムのおかげで利根川の被害が食い止められたというようなことでした。公共事業が我々国民に与えるインパクト、そういったものは非常に大きいものがあるというふうに思っております。

私がきょう質問しますのは、そういった大きなものじゃなくて、過去に行われてきた事業が全く見捨てられてきてしまっておると。こういったところを非常に残念に思うわけございまして、当時、実施した目的というものが必ずあるはずですし、それに対して、いわゆる公金、税金、そういうものが使われてきておると。そういうものが継続して維持管理されずに、もう見捨てられてきておると、こういった現象も町内にはあるわけでございます。そういうことについて、町の考え方を。今後いろんなプロジェクトがやってくると思いますが、そういうものをやっぱり1回振り返ってみて、温故知新という言葉がありますけれども、そういうもので、今までやってきたものが果たしてどういうふうになってきているのか、皆さん方に有効に活用されて役に立っているのかというようなことを、これからの事業を起こすときに十分配慮してやってもらいたいということで、今回の質問に私は取り上げてきました。

課長は、言わなくてももう大体執行部のほうはわかっていると思いますから、一々のことは、場合によっては言いますが、大体言いません。そういうことで、今後の対応の仕方をお尋ねしてまいりたいと思います。

それから、大きく2番目に、合併の検証。あえて町村と言いますが、合併と書いたら小型合併槽と思われても困るから町村と入れました。もうわかりきったようなことですが、これが、平成16年5月26日、法律第59号をもって制定された市町村の合併特例に関する法律により、国の指導で平成の大合併が推進をされてきました。その中で、当時は経済の停滞による市町村の歳入が減少している中であって、加えて、国の三位一体の改革、すなわち国庫補助負担金の廃止、減少、縮小、それから税財源の移譲、それから地方交付税の縮小、そういったものが小泉内閣のときに出さ

れました。

小さな自治体では自主自立がなかなか難しい時代になったということの中から、合併というものを進めていこうということになりまして、大平村、新吉富村に合同の合併推進協議会ができて、そして合意に達しまして、ここの中でできたものが新町建設計画、こういうものが重視されまして、まさに新しい町の方角を決める羅針盤、こういうものが示されております。そういうものが、今日まで行政を推進する中でベースになってるのかどうか。

確かに時代の背景がありますし、もう15年も前の話ですから、なかなか合わないというようなことも、それは理解をしますけれども、やっぱりそこにはメリット、デメリットも書いておりまして、そういったものが本当に基本的なものになって、この上毛町というものが進んでおるのかどうかということをお尋ねしてまいります。

これも、そこに書いてありますように、私は川上と川下、これは言いかえますと、庁舎の中心と周辺部と、いわゆる周辺ですね。わかりやすく言いますと、雁股の下から行って東上もありますけど、そういうものとの格差ができてきてはいないかなというようなことを私は感じております。それで、人間の多いところと少ないところ、これはおのずからおなじにできないことということはわかります。ただ、やっぱり合併をしてよかったなど、合併の風が感じられるということになってるのかどうか。

いいところは、どんどんよくなってにぎやかになっていく、寂れていくところはどんどん寂れていく。冬になったら、これから上はもう真っ暗、ところどころしか街灯がついてない。ところが周辺に行きますと、ある方が言いました。街灯が多くて明る過ぎて困ると、こういう苦情も出ているようです。真っ暗と明る過ぎると。こういうことも、やっぱり住民の皆さん方がどういうふうに感じちよるか。いい人は、それはいいですよ。ところが、周辺の方々がそういったものをどう受けとめてるのか。合併したことが本当によかったのか、大したことないじゃないかと、まさに悪なったやないかというようなことでは、この合併というのが生かされていないんじゃないかというふうに感じております。

大体そう言えば執行部の方、皆さん方、ぴんとくるほうですから、もうわかっていると思いますけど、そういった事柄についてもお考えをお尋ね申し上げたいと。

それから最後に、これは質問ということには、ちょっとおこがましいようなことになりませんが、広域行政について。いわゆる一部事務組合、広域連合、いろいろあり

ますけども、新しいのは広域連合、あるいは水道企業団がまだ新しいんですけど、もう早くからあってるのは、吉富町との間のものは昭和44年にできていて、もう半世紀。それがずっと守られて共同処理をやっていきます。これは確かに1自治体では難しい事業は共同でやることによって非常にスケールメリットがあると。これはもう十分理解のできる場所ですけども、やっぱり、何と申しますか、組織の中にいろんな弊害が出ると思いますか、何かあるとなかなか、寄り合い所帯ですから前を見て進むのが難しいと。

私は議会に出ておりますから、議会サイドでも、小さなところは、もちろん拠出金も少ないし議員の数も少ない。そうすると、議論をしても大きなところにはどうしても勝てないと。やっぱり大きなところはどうしても自分のところで合わせてきますから、その辺あたりが、これはもう仕方がないようなことですが、何となく釈然としない。

町長は、理事者側で、2市5町の中で理事者が7名おりますけど、その中でもいろんな決め事で、いろんな摩擦と申しますか、いろんな意見の相違もあると思いますし、なかなか難しい事柄であるというふうに思っております。そういう中で、長い時間がたっておりますから、町長としての日ごろのこの広域行政に対するお考えを。質問かどうかはちょっと疑問ですけども、考えてみることもいいのではないかと、そういうことを披瀝していただきたいと。

町長が考えに持っておりますように、「鶏口となるも牛後となるなかれ」ということを念頭に置いて、日々努力をされてきておると申しますが、その辺も含めてお考えをお尋ね申し上げたいと。

以上で、質問の大まかな点は終わります。

先ほど申しましたように、余り個別的なことはもう今回は終わります。ほとんどの方々がみんな、時節が時節ということで譲ってきておりますから。花で言いますと、大体四分か五分咲きぐらいでみんな終わっておりますから、私もそれに倣って。希望があれば長くしますよ、5時までありますから。まあそれは冗談として、以上よろしくお願ひします。

○議長（宮崎昌宗君）答弁からでよろしいですか。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）御指摘の部分の中で、1点は、まず岩瀬川河川公園あたりの

お話なのかなと思いながらお伺いしておりました。これ自体は、平成10年から12年の間に、下流域が黒川との分流地点から上向きに上って八ツ並の土砂搬入箇所までを、3年かけて当時の建設課がやっております。今、雑草が生えているというような状況にある部分がございます。

そういった部分、さまざまな部分、大池公園あたりも町長が目を向けて、今回みたいに再整備をやられる前はかなり生い茂って、対岸も見えない、暗いという部分がございますのが、今、令和2年度で一周完成して明るい公園に生まれ変わったというふうな部分もございます。そういった部分については、しっかりと事業の再検証を行いながら、そういったものがないか再確認をして、当時の事情等も十分把握しながら、対処できるものはしてまいりたいと思っております。

それと、2点目の公金が軽視されていないかというようなお話でございますが、私ども公務員である以上、使っていく事業費は公金であるという認識は忘れたことはございません。特に財政を預かる者といたしまして、職員にも十分伝えております。

仮に、議員が御指摘されるような点が見受けられるとすれば、しっかりとそういった情報をお伝えいただいて、私どもとしては大いに反省し、改善して、継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○9番（安元慶彦君）いいですよ。どうぞ。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それから、2点目の合併の検証ということでございますが、まず、新町建設計画でございます。当然、新町建設計画をベースに総合計画を立てておりますし、まちづくりのゾーニングも新町建設計画を引き継いだ形で、第2次の総合計画まで生かされておるところでございます。

また、事業につきましては、建設計画にのっとった事業を、おおむね総合計画で展開しております。例を挙げますと、コミュニティバスの運行であったり、東九州自動車道を活用した施設整備の検討、子供たちの国際感覚の育成、学童保育の設置、スポーツ施設の設備充実、学校教育施設の整備充実等々、令和2年度予算にも反映しているような内容も、その当時、建設計画の中でうたわれておるものをしっかりと行っておるところでございます。

ただ、2点目の御質問で、特に中山間部と平野部ではということですが、人口動態等に応じて大きな差が出ておるのは事実でございます。中山間地域でありますと、じ

やあ、西友枝につきましてはゆいきらら等を、それから、東上は東上小学校の講堂を東上の公民館として改築も行って、地域の拠点として持っていつております。有田にはサロン等も建設をいたしております。そういった部分で、じゃあ中山間にも日の当たるような形をといる部分は行つておりますが、従前、峯議員も御質問があつたように、やはり山間部の課題というものは十分認識をいたしております。

ただ、それぞれ、同じ中山間でも東上と西友枝、また尻高とでは、それぞれ異なる課題も抱えておるとも思つておるところで、それらをしっかりと検証した上で、中山間地域に日の当たる形の政策は当然考えていかなければならないと認識をしておるところでございます。

また、職員の専門性という点で申し上げますと、保健師は現在5名おりまして、地域包括支援センターと、それから子ども未来課のほうに配置をして、しっかりと機能しておるところでございます。土木系の土木の専門職ですが、募集はかけており、ここ3、4年で2回ほど募集をかけましたけど、なかなか職員が集まりません。養成も行つておりますが、なかなかまだまだだ感じておるところでございます。また、税務や戸籍等、かなり専門知識を有するセクションについては、異動の際に十分配慮いたして、ある程度キャリアを積んだ人間の配置を考えておるところでございます。

私にいただいた質問は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）ありがとうございました。

行政の継続性については、課長が今言いましたように、これから十分ひとつ配慮していただいて、町民がいつでも活用のできるような、いろんな公共施設を維持していただきたいと思ひます。

それから、合併の検証についてでございますけれども、これは、まちづくり全般ですから、森羅万象というわけにはいきません。ただ、自分なりに思ひるのは、例えばイルミネーションの関係についても、今、大池公園のところを中心にある程度の規模で実施されておりますけど、あれはあれとして、あの辺が町の玄関というようなことで、これはこれでいいと思ひんですけど、それにもならなくても、何か公共のほうで、西友枝、それから東上、そういった中山間地との適当なといひますか、中間地点ぐらひのところコミュニティといひますか、それに何したようなものをつくつて、若い人が仕事が終わつて、冬の寒いときに帰つていくときに、そういうものが待つていと

というような、楽しみにできるような、そういうものあたりがあつたらいいんじゃないかなあというような感じもしております。

それから、今、西友枝のほうで非常に蛍が乱舞するというので、これも結構なことですけど、ということは、河川の水がきれいになっている証拠だろうと思うんですね。それで、そこにはそこにふさわしいような何かができないかと。例えば、そういった水を利用して魚を養殖するとか、あるいは貝を何して何かすると、そこにまた。それは適するかどうかは知りませんが、そういう仕掛けも、私は考えてみてはどうかなと。そうすると、若干の働き場所もできたり、あるいはまた、人の往来というのも出てくるんじゃないかなと、そんな感じもしております。

いろいろほかにあると思うんですけどね。そういう思いを、やっぱり川上のほうにも、職員の皆さん方もしていただいて。ただ、国道やらそこら辺の周辺だけじゃなくて、そういったものを考えることができないかと。

来年度予算で、シンボルロードですか、何かそういうものを計画されておるようでございます。だんだんそういったところはどんどんよくなっていると。ところが、片や、もうどんどん人もいなくなって、家もなくなっていくというふうな、全く反対のような現象が進んでおるわけですから、そういうものあたりは、やっぱり行政として考えて。全く同じバランスというわけにはいきませんよ、人数が違いますから。しかし、その思いを、ああ、合併の風が吹くな、においがするなど。周辺住民の方々にも味わえるような、そういう行政の遂行をどうかなと、そういう意見です。

まあそう簡単にはと聞いときゃあ、もうそれでいいです。何もなけりゃあ要らんです。する気がなきゃあ要らん。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、今言ったような御意見も参考にしながら、さまざま取り組んでまいりたいとは思っております。明るさという部分で言いますと、令和2年度で外灯のLED化が終わると、今後は集落間、特に各行政区でどうしても持ちにくい外灯のエリアについては、町のほうで明るくつけていこうというふうな基本スタンスでおりますので、そういった部分で、まず地域の明るさを保っていく部分については進めてまいりたいとは思っております。さまざまな部分、今議員が御指摘のような部分が、それぞれの担当課において参考になるようなものがあれば、しっかり検討させて事業実施に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）それでは、あとは町長だけでいい。

○議長（宮崎昌宗君）町長の分ですね。広域行政のところですかね。

では、町長。

○町長（坪根秀介君）広域行政についてということでございますけども、広域圏で初めてこの地域から議長をされた安元議員さんの質問ということでございますので、内部のことはよく御存じだろうというふうに思うわけでございますが、この広域行政につきましては、特に広域消防の問題というのが一番大きな話題に今なってるわけでございます。これはいまだ解決に至ってないということで、再考すべきところは大きいにあるだろうと思っております。

議会初日に、提案理由の中で私は触れさせていただきましたが、一言で言えば、「治に居て乱を忘れず」ということだろうというふうに思います。これは、性悪説を唱えた荀子の言葉でございますけども、人はみずから努力しなければ悪に染まっていく、だからこそ、平穏で順調だと思っても立ちどまって、万が一のときのために用意し、心構えを怠ってはいけないということでもあります。つまり、性善説のような、人は本来善であるという思い込みから、経理を同一人物に何十年も任せて疑いもしなかったことが、この問題の最大の要因であるというふうに思っております。

この問題が発覚して、消防管理者が持ち回りとなりまして、交替して、私で4人目となります。執行部も議会もその都度顔ぶれが変わりまして、そのたびに過去にさかのぼって責任追及をしている、そんな状況でございますし、いたずらに住民の生命と財産を守る現役消防隊員の士気をそぐだけだろうというふうに思っております。長期にわたり不正が起きたことにふたをしてきた経緯もありまして、今回、若手職員が勇気を持って表に出した、臭いものを外に出したということは、むしろ私はファインプレーであろうというふうに思っております。

行橋、苅田につきましては、消防が別であるにもかかわらず、責任を広げ、行橋市長、苅田町長の報酬までカットしてきたことはいかかなものかというふうにも思っております。

今回、広域分割の話まで理事会では上がっているところでございます。私自身、消防管理者に任命されたならば、そのときにしっかり決着をつけたいというふうに考えておるところでございます。

○9番（安元慶彦君）ありがとうございました。議長、終わります。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員の質問が終わりました。

以上で本日の一般質問は全て終了しました。本日はこれで終了します。

本会議3日目の一般質問は、あす6日10時から行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時29分